

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和5年12月13日（水）
午前10時00分～午後3時18分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (7人)	委員長	藤原 マサノリ	副委員長	池田 けい子
	委員	池田 桂	委員	藤條 たかゆき
	委員	折戸 小夜子	委員	しのづか 元
	委員	きりき 優		

出席説明員	健康福祉部長	伊藤 重夫	保健医療政策担当部長	本多 剛史
	健幸まちづくり担当部長	堀 仁美	福祉総務課長	松崎 亜来子
	健幸まちづくり推進室長事務取扱		(兼)福祉事務所長	
	生活福祉課長	松田 隆行	健康推進課長(兼)健康センター長	金森 和子
	保険年金課長	河島 理恵	高齢支援課長	五味田 福子
	障害福祉課長	平松 渉		

案 件

件 名	審 査 結 果	
1	5 政策提案第 3 号 「多摩市老人福祉センター同好会 令和 6 年度利用の手引」の 訂正と老人福祉センター事業報告への提言	不採択すべきもの
2	第 1 0 1 号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第 1 0 2 号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4	意見交換会について	決定
5	特定事件継続調査の申し出について	了承
追加	所管事務調査の申し出について	了承・継続調査

協 議 会

件 名	担 当 課 名	
1	第 4 次多摩市食育推進計画（素案）について	健康推進課
2	（仮称）多摩市歯科口腔保健推進条例の検討状況について	健康推進課
3	出産子育て応援ギフトの変更について	健康推進課
4	母子保健・児童福祉一体的相談支援体制について	健康推進課 子ども家庭支援センター
5	新型コロナワクチン接種について	健康推進課
6	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
7	令和 6 年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果について	保険年金課
8	第 3 期多摩市国民健康保険データヘルス計画策定について	保険年金課
9	後期高齢者医療保険料の改定案について	保険年金課
10	第 2 期多摩市自殺対策推進計画（素案）について	福祉総務課
11	生活困窮者等自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課
12	「多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」の概要及び実績について	福祉総務課
13	令和 5 年度上半期（4 月～9 月）の生活保護相談・申請状況等について	生活福祉課

14	第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）素案について	高齢支援課 介護保険課
15	多摩市障がい者基本計画等の素案について	障害福祉課
16	（仮称）多摩市手話言語条例の策定進捗について	障害福祉課
17	健幸まちづくり基本方針の改定案について	健幸まちづくり推進室
18	所管事務調査について	—

午前10時00分 開会

藤原委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、5政策提案第3号 「多摩市老人福祉センター同好会 令和6年度利用の手引」の訂正と老人福祉センター事業報告への提言を議題とする。

なお、本件については政策提案者から資料の提出があった。机上に配付しているのでご確認いただきたいと思う。

また、本件については、政策提案者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要項により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、政策提案書に沿って発言してほしい。それでは、氏名を言われてからご発言願う。

政策提案者(國分氏) 國分篤である。補足説明の機会をいただき、ありがとう。政策提案の背景・理由の補足をする。

1番目、総合福祉センターの設置目的は、在宅の高齢者及び障がい者が自立して生活を営むことができるよう援助を行うとしている。この援助に3年の期限をつけることには妥当性がないと私は思っている。

2番目、総合福祉センターの事業は、老人福祉センター事業と障がい者福祉センター事業、そして市長が必要と認める事業の3つである。その中で最も大きな事業は老人福祉センター事業の利用である同行会であると私は見ている。片や一般団体については、3つのセンター事業の実施に支障

のない範囲及び方法で利用させるということが条例第15条で規定されている。一般団体は有料である。条例自体で差異を設定し、この差異を認めて運用することが公平性の維持と私は考える。同好会に援助制限を設けることは有料の一般団体をふやすことであり、利用料収入の増加を図ったものと見てもおかしくないと思う。この点は後で説明する。

4番目、老人福祉センター事業の具体的事業の一つは、健康増進、教養の向上及び娯楽等、福祉の増進に関することと第4条で書かれている。これに該当する具体的な事業の一つが同好会の活動になる。同好会は、全員が多摩市に住所を有する60歳以上の者で結成され、構成員が10名以上である。ここに寿大学卒業の条件をつけることは、新設をふやさないということにつながると思う。福祉の増進には全然結びついていない。ここで忘れてならないのは、老人福祉センターが社会福祉法の第2種社会福祉事業で、かつ老人福祉法の老人福祉施設である。この運営や管理では、一般公共サービス施設とは異なった福祉政策があつて当然のことと思う。老人福祉施設同好会は寿大学卒とし支援に3年の期限を設けることは、老人福祉に非常に反する施策と考える。

次に、なぜこのような規則変更が出てきたのかである。社会福祉の事業の軽視による指定管理者への経済的援助等、業務量の削減があると考え。ある意味で指定管理者への付度ではないかと思う。同好会を一般団体化することにより老人福祉センター事業の無料団体から有料の一般団体へ変換となる。これは指定管理者の利益に結びつくと思う。条例第17条で利用料は指定管理者の収入にするとある。この収入は現金である。特に資金繰りの援助にもなると思う。次に、ネーミングライツ料の資金源となる。同好会または一般同好会で無料化しているところも今度有料になるそうであるが、ネーミングライツ料約100万円、この経費は年間の収入増によって賄えると、老人の犠牲によってネーミングライツ料が払われていると見てもおかしくないと思う。

次に、業務量であるが、社会福祉事業であるから、それなりの業務が多くなって来る。同好会の手引きにあるように、いろいろなことが要求されているが、管理者としても事業がふえる、そういうものを減らすというこ

と、業務の合理化に結びつく、逆に言えば社会福祉が軽視されるという状況ではないかと判断している。社会福祉として市もそれなりの指定管理料を払っていただければいいのではないかと思う。ご審査のほどよろしくお願ひする。

藤原委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の政策提案内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から説明等あればお願ひしたいと思う。

伊藤健康福祉部長 それでは、ただいまの5政策提案第3号「多摩市老人福祉センター同好会 令和6年度利用の手引」の訂正と老人福祉センター事業報告への提言について、所管担当課長である五味田高齢支援からご説明をさせていただきます。

五味田高齢支援課長 サイドブックに資料を上げているのでご覧いただくようによろしくお願ひする。スライド1ページ目が目次になっている。この後説明する内容であるが、政策提言の要旨についての説明と、2番目に老人福祉センターについてのこれまでの経過と現状についてお話しする。3番目に、制度変更の趣旨などについてお話しする。最後に、政策提言についての市の考え方についてお話しさせていただきます。

次の2ページ目をご願ひする。政策提言の要旨であるが、まず政策提言の1つ目が、(1)老人福祉センター同好会「令和6年度同好会利用の手引き」の中の「1.同好会登録要件について、(7)に新たな同好会の立ち上げは、寿大学の卒業生、(卒業した翌年度から2年以内)が過半数を占める場合のみとする。また、その場合の同好会支援は3年間とする。※で、卒業した寿大学と新規立ち上げの同好会は同種とする。」の文章を削除する。(2)令和2年10月に発表された3年間の支援期間が令和6年3月末や6年度中に到来する56団体も同好会登録更新ができるようにするということである。2つ目が、老人福祉センターの事業報告は、法令上の「社会福祉事業」または「老人福祉施設」であるため、独立した事業報告を公表するというのが大きな趣旨かと思う。

スライド3ページ目である。老人福祉センター事業についての説明をさせていただきます。老人福祉法及び厚生労働省の通達によって位置づけられて

おり、老人の福祉活動を推進するために設置され、高齢者が集まり、交流を深める憩いの場として、また趣味や経験を生かした活動の場として、気軽に利用できるものである。対象者としては、市内在住のおおむね60歳以上の方となる。活動の内容は、踊りやカラオケ・書道・華道などのサークル活動が盛んに行われている。開設時より寿大学として種々の講座を実施し、そこから発生した自主グループである同好会については、老人福祉センター事業専用室の利用や指定管理者により、活動室の優先予約など活動支援を行ってきている。

スライド4ページ目に行く。これらのことを総括して、40年が経過し、1つ目、昭和50年、平成9年当時から高齢者（60歳以上）が増加するなど、社会情勢が大きく変化しているものである。この後説明するが、5ページ目と6ページ目に総括のグラフが載っている。2つ目が、これまで老人福祉センター事業が、高齢者の生きがいや仲間づくりとして健康寿命の延伸に寄与してきたと言えるが、現在高齢者の活動の場は多種多様化していると考えられる。これは7ページ目のグラフで後ほど説明する。3つ目、今後も老人福祉センター事業を支援していくが、高齢者（60歳以上）の人口の増加に伴い、同好会のほか、高齢者一般団体がさらに増加することが見込まれており、支援のあり方、方法等については検討が必要と考えている。これは、この後8ページ目と9ページ目でご説明する。

スライド5ページ目に行く。まず先ほどの高齢者の増加というところの説明であるが、グラフと表が載っている。平成9年から令和5年にかけて60歳以上の高齢者が急増しており、平成9年では13.4%だったものが令和5年度では34.77%ということで、27年間で21.3ポイント増加している状況である。

次のページに行って、6ページ目である。60歳以上の人口の割合、昭和50年から令和5年度ということでグラフになっているが、青色の線グラフが75歳以上の高齢者の増加を見るものになり、右肩上がりになっている。上の四角の中にあり、60歳以上は47年間で割合としては29ポイント増加、人数としては14.3倍にふえている。75歳以上は令和3年度以降、65歳以上、75歳未満よりも多くなっている状況がある。

次のページの7ページ目に行く。総合福祉センターとほか市内の公共施設であるが、昭和50年に旧福祉センターが開設して以降、市内には様々な施設ができ、市民ホール、福祉館、コミュニティセンター、公民館など、令和4年9月までに21施設が増加しているというのがわかる。

次のページに行く。8ページ目である。こちらは、総合福祉センター利用者数と老人福祉センター利用者の割合になる。黄色い線が老人福祉センターの利用者である。これは同好会の方たちも含んでいる。それから、下の緑の線が右肩上がりになっているが、これが一般貸し出しの方たちで高齢者一般団体を含むものになっているが、令和4年に逆転しているという状況がある。老人福祉センター事業の利用者が減少していることについては、コロナによって団体の活動については復活しているところもあるが、入浴施設やマッサージ機などもあり、これの来館者数も入っていたので、それについては予約制を設けているところで、それはコロナが5類になってからも混まないようにということで引き続きしているので、まだ数はこのまま下がっているという状況である。

次の9ページ目に行く。これは寿大学の参加者数の割合になる。平成10年には61歳以上の高齢者の40.9%が参加していたものが、令和4年には6.4%に減少している。

次のページに行く。10ページ目である。今回市で検討してきた制度変更の趣旨について説明させていただく。既にある同好会と高齢者一般団体や市内のほかの施設を利用している高齢者との間に利用条件の公平性を確保する必要がある。状況としては、平成9年の総合福祉センター開設当時と現在を比べると、高齢者人口数が大幅に増加しており、施設に求められる機能も変化してきていると考えられる。また、人口の増加に伴い高齢者の活動の場が求められている中、平成9年の開設以来同好会は無料かつ優先的に会場を確保されてきているというのがある。一般貸し出しを行っていないセンター事業専用室、これは陶芸室、音楽活動室、寿の間という3室があるが、これも同好会専用室としてある。そのため、同じ市内の高齢者でも、老人福祉センター同好会の会員は無料かつ優先予約がなされ、施設を利用できる一方、高齢者一般団体をはじめ各団体は予約を取ることが難

しくなっている状況がある。高齢者一般団体については、平成13年に35団体だったものが、令和5年度では128団体にふえている。また、総合福祉センターを利用できずに有料でほかの施設を団体自身による予約で利用している高齢者の数も多く、不公平が生じている状況である。このようなことから、制度の見直しや利用料の設定を行うものと考えている。

次のページに行く。11ページである。制度変更の内容であるが、以下4点になる。1つ目が、市内高齢者一般団体の利用料金の徴収である。2つ目が、専用室の一般開放になる。3つ目は、会場の予約回数の上限を設けて、仮予約の自動キャンセルの機能を導入する。これは予約回数の上限を月8コマまでにする、それから仮予約した後一定期間内に本予約をされない場合には自動的にキャンセルできる機能を設けたいと考えている。4つ目は、老人福祉センター同好会の支援期間の見直しで、老人福祉センター同好会の支援期間を令和6年3月までとし、令和6年4月からは高齢者一般団体として活動していただくことを考えており、この4つ目が政策提言1に当たるかと考える。

次のページに行く。12ページ目である。老人福祉センター同好会の支援期間の見直しであるが、まず同好会についてご説明させていただく。同好会の概要であるが、総合福祉センターで活動する多摩市に住所を有する60歳以上の方で構成された、趣味・教養・健康活動を目的とした自主サークルとなる。受けられる活動支援は5つあり、1つ目が、定期活動会場の確保と提供、2つ目が、同好会用のロッカー・棚の貸し出し、3つ目が、活動に関する資料等の印刷の引き受け、4つ目、活動成果発表の場の提供、5つ目が、会員募集チラシの設置となっており、制度変更後も支援内容に変更はない。主な登録要件であるが、多摩市に住所を有する60歳以上の方で構成された、趣味・健康・教養のための活動を行う団体であること、営利を目的としないこと、新たな同好会の立ち上げは、寿大学の卒業生(卒業した翌年度から2年度以内)が過半数を占める場合とする。また、その場合の同好会支援は3年間とする。※で、卒業した寿大学と、新規立ち上げの同好会は同種とする。会員要件としては、多摩市に住所を有する60歳以上の方、構成人数は10名以上となっている。

次のページ、13ページに行く。同好会の支援期間の見直しであるが、新たな同好会の立ち上げ支援期間についてであるが、新たな同好会の立ち上げは、令和5年度までは寿大学の卒業生が過半数を占める場合とする。令和6年度以降は、寿大学の卒業生（卒業した翌年度から2年度以内）が過半数を占める場合とする。その下の同好会の支援期間であるが、令和3年度以降は3年間の支援期間として区切りを設けたいと考えている。この3年間というのは、高齢支援課の介護予防事業で「近所de元気アップトレーニング」という高齢者の通いの場の支援を行っているが、この団体の立ち上げについても支援期間は3年間としており、その活動の状況から見ると3年間あれば仲間づくりや会の継続がしっかりできているという実績があるので、同好会の支援期間について3年間が妥当であると判断している。

次のページ14ページに行く。政策提言に対する市の考え方である。まず政策提言1についてであるが、(1) 老人福祉センター同好会「令和6年度 同好会利用の手引き」の中にある1番の登録要件(7) 新たな同好会の立ち上げは、寿大学の卒業生が過半数を占める場合のみとする。またその場合の同好会の支援は3年間とするというものを削除してほしいということについては、市の考え方としては、同好会の手引きどおりの内容としたいと考えている。同好会の支援期間を3年間と区切りたいと考えている。それから、(2) 令和2年10月に発表された3年間の支援期間が令和6年3月末や6年度中に到来する56団体も、同好会登録更新ができるようにすることについては、老人福祉センター同好会（令和3年4月までに設立された既存団体）の支援期間を令和6年3月までとし、令和6年4月からは高齢者一般団体として活動していただきたいということである。

次のページに行く。15ページである。政策提言の2つ目、老人福祉センターの事業報告を独立した事業報告で公表することであるが、これについては提言者が書いてあった指定管理者施設運営評価シートは、指定管理者の評価を行うことを目的として策定しているものである。老人福祉センター事業については、毎年度作成している決算事業報告書において、事業の活動実績や成果、見直しの方向性などをまとめている。

次のページに行く。16ページからは参考資料となっているが、簡単に説明させていただく。まず16ページの開設当初からの時代の変遷で、総合福祉センターができた平成9年、それから現在のものが表になっている。社会情勢としては、先ほど申し上げたとおり、60歳以上の人口の割合が14%から35%にふえていること。それから、下から2段目のところに高齢者一般団体数が35団体から現在128団体、3.6倍にふえていることがある。

次のページに行くと、17ページである。こちらは、これまで制度変更に伴って市民の皆様にご説明してきたこと、合意形成を図ってきた経過について表にしている。同好会の説明会については、毎年10月に翌年度についての説明をしてきている。それから、これまで制度変更に伴って団体向け、個人向けにもアンケートを取ってきており、会場の取り方について先着順がよいか抽せんがよいかという設問に対しては、団体からも個人の方からも、60%以上の方から「先着順がよい」という回答を得られている。今年の3月から8月であるが、団体の方たちと意見交換会、それから分科会を設けて話し合いを進めてきているところになる。今後の予定であるが、12月18日には分科会4回目を開催、12月末には利用者懇談会を予定しており、ここでもまた来年度について説明していきたいと考えている。

次のページに行く。18ページである。令和6年4月1日以降の利用方法であるが、予約方法については、団体ご自身で仮予約、それから本予約を行っていただきたいと考えている。予約数の上限については、一月最大8枠までと考えている。この8枠については、市内のほかの公共施設についても予約が一月8枠というのがあったので、それに合わせるものになる。一番下の自動キャンセル機能については、一定期間本予約がされない場合には仮予約が自動的にキャンセルできるというものを導入したいと考える。

最後のページになるが、施設紹介（ロッカー・キャビネット・棚）ということで、これまでのロッカー・棚に加えて、右側に写真が載っているが、3種類の大きさのロッカーの準備と棚の利用を考えており、個数もふやすことを考えている。一番下、令和6年度の特例として、既にロッカー・棚を利用している老人福祉センター同好会については、希望があれば現在の

箇所の使用継続できるものと考えている。現在使用しているところと違う場所を使いたい場合については、利用希望の団体が複数おられた場合には抽せんをしたいと考えている。

藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

藤條委員 それでは、いま市のご説明のあったところで少し確認を含めて質疑したいと思う。本件の主な論点であるが、この条例が規定する老人福祉センター事業がどこまでの範囲を規定しているのかが極めて重要だと思っている。

まず、この同好会制度で認められたこの同好会については、言うまでもなく老人福祉センター事業に含まれており、これ現在においては月2回まで無料で優先的に専用室を確保できるようになっている。これが、既存の同好会において令和2年度に3年間の時限期間を設けて令和6年3月31日以降は高齢者一般団体として活動してほしいというお知らせがあった。この高齢者一般団体については、施設利用料が無料ではないものの半額、施設予約に当たっても一般団体が2か月前から予約可能なのに対して、3か月前から予約可能な優遇がある。今、同好会、高齢者一般団体、一般団体の3つの階層が出てきたが、多摩市総合福祉センター条例が定める老人福祉センター事業の対象、この線引きは3つの階層のどこになるのか。これをまず確認したいと思う。

五味田高齢支援課長 老人福祉センター事業で現在話に出ているのは、寿大学から発生した同好会が一つ、それとセンター事業扱いにしている高齢者一般団体になる。

藤條委員 今回のセンター事業には、同好会及び高齢者一般団体の活動も含めてであるということが確認できた。同好会から今回高齢者一般団体になったとしても、一般団体よりは優遇されたセンター事業の枠の中で引き続き活動が継続できるということである。つまり、この条例の解釈として、今回第15条に規定されている老人福祉センター事業に支障のない範囲及び方法でセンター事業の中に高齢者一般団体が含まれるという解釈になると思う。

また、この同好会の登録要件の条件が、今回寿大学の2年以内の卒業生が過半数を占めることとする新たな条件がかなり厳しくなっているという

提言もあるが、このあたりについて市は同好会活動の縮小を意図しているものなのかについてお伺いをしたいと思います。

五味田高齢支援課長 同好会活動を縮小するものなのかという質問かと思うが、それについては、支援内容は変わらないので縮小ではないと考えている。支援する期間、会場を優先的に取るという優遇した期間に3年間の期限を設けるというものである。

藤條委員 同好会活動の縮小を意図しているものではないということであるが、ただ、この政策提言を見れば、56団体が更新できずに令和6年度では5団体のみになってしまうことから、同好会活動としてはかなり縮小してしまうのは事実かと思う。だから、高齢者の福祉的な活動を減退させないためにも、高齢者一般団体へ移行する団体のフォローと併せて、新規の同好会立ち上げも引き続きサポートしていただく必要があるかと思う。

また、今回の変更によって施設利用料が収入としては上がると思うが、大体幾らを見込んでおられるのか。また、そこは指定管理者の収入となるかと思うが、そうした金額を見込んだ形での委託契約になっているのかについてお伺いしたいと思います。

松崎福祉総務課長 こちらは総合福祉センターの維持管理を担っている福祉総務課の私からお答えをさせていただく。まず令和5年度当初予算の積算時で、総合福祉センターの利用料金の収入に関しては年間で約31万円を見込んでいる。こちらを制度変更するに当たり、これまで高齢者一般団体の皆様方は同好会に準じて無料という取り扱いにさせていただいていたが、ここで高齢者一般団体の皆様方は条例・規則にのっとり2分の1の減免の利用料金を支払っていただくという見直しも併せてさせていただく。

その観点から、令和6年度の当初予算に積算をしている時期であるが、利用料金に関しては今よりも金額が上がる見込みである。増額することを見込んでいる。その上で、利用料金の収入が増加した結果の指定管理者の収入に関してであるが、利用料の収入が増加しても指定管理者の収入の利益となるような状況ではない。総合福祉センターの指定管理者の料金の積算に当たっては、総合福祉センターの経費全体をまず積算させていただいている。経費でどのぐらいの費用がかかるのかを積算した上で、利用料金

の収入、加えて自主事業の収入から繰り入れていただいて、最終的にその収入を差し引いて不足する額を指定管理料として積算しているところであるので、市としては、指定管理者への予算の支出が減少するというような状況になる。市の予算から収入を差し引いてしまう仕組みになっている。

藤條委員

この料金の変更によって市の税収が直接的に上がるわけではないということであるが、ある程度利用者にサービスとして還元できるような形をしっかりと取っていただきたいと思う。

あと最後、政策提言の2のところである、ご説明では毎年度決算事業報告書において作成しているとのことであったが、老人福祉センター事業単体で独立した報告が見てとれるようになっていないと認識されておられるのか、最後にこれを確認して終わる。

五味田高齢支援課長 老人福祉センター事業の事業カルテには、事業の概要や実績を掲載している。今回のご意見を参考にさせていただいて、事業運営について市民の皆様によりわかりやすい資料になるように考えていきたいと思っている。

池田（けい子）委員 老人福祉法は改正もされてきたが、昭和38年当時のお考えということで、大分今社会情勢が違ってきた感じがするが、この改定に当たって丁寧に利用者団体の方々にご説明をしてみた経緯を見るとわかるが、利用者の方々からのご意見、アンケートを取られたようであるが、先ほど申請の先着順がよいのかの調査など、そこはお聞きしたが、そもそも改定に当たっての現場の方々からのご意見にはどのようなものがあったのか説明していただきたいと思う。

五味田高齢支援課長 これまで意見交換会や全体会、分科会などをやってきており、その中で出た意見を抜粋して申し上げる。まず出た意見としては、高齢者一般団体に移行した後もこれまでどおり指定管理者に月2回の活動場所を確保してほしいという意見、会場の予約方法は先着順とするとのことであるがアンケート結果はどうだったのかというご意見、これまで一般団体は場所の確保が難しかったが、高齢者一般団体も同様の予約方法になるのはありがたいという意見もあった。

それから、高齢者はパソコンの操作に不慣れであるのでそこが不安だと

いうご意見があった。これらに対して市から回答したことであるが、高齢者一般団体は同好会の2倍から3倍の団体数になっており、これら全ての団体の予約確保に向けて調整を行うのがなかなか難しい状況であること、アンケートでは、抽せん方法、先着方法などの方式を明示した上で予約方法について質問しているが、6割以上の方が現状の先着方式を支持していることを説明しているのと、パソコンの操作に不安を感じる利用者の方の声は多くいただいているので、これについてはパソコンの操作の説明会を今年の8月から7回以上行っており、これは3月まで開催する予定にしている。

池田（けい子）委員 あと、いろいろ聞きたいことはあるが、同好会に所属されている方はここだけということではなく、その登録されている方に聞いたらいろいろなところにも所属されており、私が伺った方は予約の際の操作方法がほかのコミュニティセンターとあまり大差ないのかどうかということ、コミュニティセンターを予約するときも皆ネットで申込みしたりするが、その際はどのような感じになるのか。

松崎福祉総務課長 予約方法であるが、公共施設予約システムを使っており、他の公共施設と違いがないところである。

池田（けい子）委員 多摩市内にいろいろな活動されている高齢者の方々の団体があり、そもそも寿大学は60歳以上とのことであるが、狙いというか、市は今どういったことを考えてこの寿大学の事業を主催しているのか。例えば対象等である。私が感じるのは、自分で何かしたいと思う方は自分で探してお金を払ってでもというような感じであるが、そもそもこの寿大学は事業的にどういった狙いがあるのかを確認したい。

五味田高齢支援課長 委員からもお話があったとおり、高齢者の通いの場もたくさんふえておりは、住民主体で活動する団体はたくさんふえてきている。ただ、なかなかそこに踏み込めないという高齢者もいらっしゃるかと思うので、そういった意味では、寿大学が講座を開いて定期的に通ってきてほしいという半年や1年間のコースを設けているが、そういったところで生きがいくくりや仲間づくりをする中で、それが活動をするきっかけになっていくことに寄与するのではないかと考えている。

池田（けい子）委員 そうすると、同好会から高齢者の一般団体となっていくことになるわけであるが、同好会だと老人福祉センターで活動するということがあるわけである。一般団体になってくると、その団体はほかのところでも、例えば自宅の近くでそれぞれコミュニティセンターで活動もできる。今デメリットばかりではなく、メリットのようなことがもしあれば教えていただきたい。

五味田高齢支援課長 委員が言われたように、同好会だと活動場所は総合福祉センターで行ってほしいということにしているが、高齢者一般団体になると市内のほかの場所でも活動できることになる。

伊藤健康福祉部長 先ほどの藤條委員のご質問にも関わるのかと思っているが、そもそも多摩市総合福祉センター条例の中では、第2章として総合福祉センターの中には老人福祉センターと障がい者福祉センター、そのほかの施設を設けるということが第2条第3項にある。その第2条を受けて第3条の中で総合センターにおいては次の事業を行うということで、老人福祉センター事業、障がい者支援センター事業となっている。それを受けて第4条では老人福祉センター事業とはどういうものかということで4つ掲げていて、第4条、老人福祉センター事業は次のとおりとする。（1）健康増進、教養の向上及び娯楽等福祉の増進に関する事、寿大学や同好会はこれに該当する。（2）として、機能回復訓練及び水浴訓練に関する事。（3）として老人クラブの育成の実施に関する事。老人クラブ連合会の事務局がそこにあるので、そうしたことをうたっている。（4）として、前3号に掲げるもののほか、高齢者福祉に資するものとして市長が必要と認める事業ということで、これが高齢者一般団体という位置づけになっている。

したがって、イメージとしては同好会が高齢者一般団体より上と言ったら変であるが、そこに差異があるような印象を受けるが、市としては同好会と高齢者一般団体は全く差異がないと考えている。あくまでも高齢者の自主的な活動を支援するということでは同好会も高齢者一般団体も同じである。

ただ、同好会については、もともと寿大学があり、寿大学のせっかくできた仲間の方々が同好会をつくるのは支援をしていこうということでもと

もと始まったのがきっかけである。ただ、その同好会については、寿大学を卒業して同好会になってずっと支援を続けてきたところ、高齢者一般団体も先ほど申し上げたように三十数団体から百何団体にまでふえている中で、同好会も一定程度支援の期間を設けなければならないのではないかとというのがもともとの発想である。寿大学を卒業した中で仲間をつくりたいという同好会については、市として3年間は引き続き優先的な応援をしていく、ただ3年間過ぎたところについては、もう一定程度支援はさせていただいているので、今後は高齢者一般団体としてぜひご活躍いただきたいというのが一番の本旨である。

折戸委員 今説明をしていただいた同好会になるには、最初から寿大学の事業としてやり、その寿大学を卒業した人が全部ではないかもしれないが10人以上で同好会をつくる必要があり、今五十何団体あるわけである。例えば今現在寿大学を事業としてやっているわけだが、コロナ禍等があったからなかなかその事業が進んでいかなかった点もあるかと思うが、それが抜けた段階で近々の寿大学に参加しておられる人数はわかるのか。それから、これから寿大学の事業を継続するに当たって参加予定者はどのくらいを見込んでいるのかについて教えていただけるか。

五味田高齢支援課長 寿大学は毎年20コースぐらい行っているが、令和4年の実績で3,273人の方が参加している。

伊藤健康福祉部長 今、折戸委員からお話しいただいたが、人数が減っている中で、毎年寿大学の講座を考えるに当たり、例えば今年度太極拳全8回、美姿勢と体幹、後期についてはボッチャ、こうしたニーズに合わせた新しい企画を設けてできるだけ多くの方に参加していただくような取り組みを行っているところである。

折戸委員 そうすると、その新しいニーズを、要するにテーマを持っているわけである。寿大学は内容としてどういうことをやっているのか、一貫した、何をどのようにして講座を設けてその卒業という形なのかと思ったが、そうではなく、例えば今のようにボッチャあるいは太極拳を聞きたいと、どのようなものがあるのか、実践的なものも含めて、そのことを例えば8回ぐらいうるということなのか。それで、それが済んだ場合は太極拳の同好会を

10人以上で、要するに同好会として手挙げてやりたいということの方向で進んできたというか、これからもそうだとということか。

五味田高齢支援課長 寿大学は、言われるように半年コースや1年コース、種類については、体操にまつわる健康体操、太極拳もあるし、文化的な活動としては、英会話や中国語といった様々な講座に一定期間通う。終わった後もこの活動をこの仲間で行きたいと言ったときに、新たに同好会に変わっていくことになる。

折戸委員 そうすると、今の人数を聞くと、同好会になりたいという方のほうが少ないのか。要するに例えば1年間の講座があるではないか。その人たちはわざわざ同好会をつくらなくてもやっている、自分たちの活動は活動で続けているということなのか。チームをつくっても、別にそれはここでやらなくてはいけなわけではないだろう。ほかの各施設、コミュニティセンター等でやっているということなのか。

五味田高齢支援課長 言われるように寿大学で仲間づくりができて、同好会になる団体もあるし、または仲間づくりができて、例えば市外のお友達もいるから、その人を入れたいとなると同好会にはなれないので、高齢者一般団体としてほかの場所で活動している方たちもいるかと思う。

折戸委員 要するに講座、例えばそれぞれニーズに合った、同好会をつくる人数が一講座やった場合にどのくらいあるのかという割合。要するに一般団体としてきちんと団体をつくるのは、同好会にならなくてもやれるわけだろう。その寿大学を卒業して、同好会という名称でやらなくても、ほかでやったという実績はあるのかということである。

五味田高齢支援課長 寿大学から同好会になる割合は今数字として持っていないが、同好会に入るために必ず新たな団体を立ち上げなければいけないわけではなく、今ある五十何団体の中にまだ定員に余裕がある団体があったら、同じ趣旨の同好会に入れてほしいという方たちもいるので、必ず新しい団体ができていくわけではない。

折戸委員 そうすると例えば太極拳等でどんどんふえていくわけである。その同好会の人数は、五十何団体あって、その総数として一番大きい団体の中には50人や100人といった団体もあるのか。

五味田高齢支援課長 多いところでは50人ぐらいの同好会もあるが、10人以上で同好会としているので、そういった中で同好会の定員で入れる場合には、寿大学を卒業して今ある同好会に入る方もいる。

折戸委員 今同好会が五十何団体あり、寿大学事業は続けていく予定である。同好会をつくったときに、最初はうまくいってほしいし発展してほしいと思うからいろいろ援助もしていこうとして、場所の問題あるいは部屋の問題があるが、数が少なかったからそういうものもどうぞと言ってやってきたということである。それが少し変わってきて、ほかの団体も大きくなってきたから何とかしたいという思いがあった、だからこういう提案をしたということの確認である。先ほどの説明ではそういうことだろう。

五味田高齢支援課長 高齢者一般団体が平成9年のときは35団体だったのが現在128団体になってきているところがある。総合福祉センターの会場だけを優先的に確保していくのが難しいので、今回の制度改正になっている。

折戸委員 私が一番申し上げたいのは、今の同好会で活動しておられる方に対して、先ほど説明会あるいはいろいろなことをやってきたと言われるのであるが、この移行をするに当たって、わかったという納得度があるではないか。今言われたように時代の変遷の中で128団体もほかの団体があり、その人たちも活動をしたい、その中に入れたいということがあるというような丁寧な説明を、健康福祉部の人たちもきちんと来て皆さんと一緒に話をしたという事実は何回ぐらいあるのか。

五味田高齢支援課長 確かに制度改正の話をしたときには、様々皆様からお声をいただいていたので、3月に意見交換会をしたのをはじめとして、8月には全体会という形で市長にも出席していただいて、このように高齢者が多くなってきて、申しわけないが高齢者だけを優先的にとっていくのは難しいのだというお話をさせていただいて、そういった話を聞いた後、市民からまだご意見もあるだろうからということで4つの分科会に分かれて様々、では、この先総合福祉センターを利用していくに当たり、どのように使っていくたら少しでも皆さんが気持ちよく使えるだろうかということで、複数回にわたって分科会をしてきたところである。その中では、仕方がない、それで協力していこうという方もおられるし、大半の方には理解していただいた

かと思うが、一部の方で、まだ優先してほしいという方もいることは認識している。

折戸委員 例えばその分科会をやっているいろいろ説明してきたという経過はわかった。だが、そもそも老人福祉センターの同好会の方に説明会を開いたときに、こちらの健康福祉部の人たちがきちんと説明したのかということである。

五味田高齢支援課長 意見交換会や説明会については、市の職員も同席して説明している。

折戸委員 いや、ほかの資料があり、そこに直接来ていないということがあるものであるから、そういうことだと、納得をする最初のときにきちんと出ていないと、そもそもがだめだと、ずっと尾を引くではないか。何でその最初のときにきちんとした態度で臨まなかったのだろうかという私の疑問があるので聞いているわけである。

伊藤健康福祉部長 今ご説明させていただいている点であるが、今お配りしている資料のスライドの17を改めてご覧になっていただければと思う。これ一番初めにご提案させていただいたのは令和2年の10月に行っており、今からもう既に3年前になる。そうした中で、今ご指摘のところは、令和2年の10月のときのそもそもの説明がいかげなものだったのかというのは確かに承知をしているところであるので、その分も含めて、その時点での反省も踏まえてというところもあるが、さらに丁寧に説明をさせていただくということで、今、五味田高齢支援課長が申し上げた令和4年の2月以降、こうした形で丁寧な説明をさせてきていただいているところである。

折戸委員 令和2年の10月、令和3年の10月、それから令和4年の10月、これは同好会への説明会となっている。ほかの団体へのいろいろなアンケートを取るのには、それはそれで手法だろうが、同好会の人たちが今やっている活動ができなくなってきて危機的だと思うではないか。今の平準なものが少しきつい、例えば何か予約を取るにしても、いろいろな不安も出てきている。一番大事なのは、ほかの団体からアンケートを取ることも別にしてはいけないことではないが、要するにその同好会の人たちへ客観的な説明を誠意を持って、要するに健康福祉部で動いて最初からこの同好会の方たちへの説明を真摯にやれていたのかという疑問があった。

今、皆さんがここで客観的に全部なぜかという経緯も含めて私たちに説

明してくれたが、そういうことは、ある面で客観的にそうなのだということがわかると、決して自分たちの気持ちだけではなく、そうかという思いになると私は思うが、どうもここの最初のつまずきがあるのかという思いがある。何かやってそれやったら、では、ほかのどこへ来て、何か来れば、声が大きいのだと言ってやるアンケート、そうすると同好会の人たちに納得してもらうことが一番大事なことだと思う。

制度を変える上において、今まで活動してありがたいということもそうであるが、これからもそうなのであるが、全体の中においては、客観的にこういうことになるということを何でここの最初にあったときから言っていあげなかったのだろうかと思う。私はそれが気持ちの差異を生んでいるのだろうと思う。だから、人は人であるから、同好会という形で仲よくやっていたのに、今度自分たちは8回だったものが2回になり、人間としてだんだん取れなくなってくる不安があるではないか。その不安はきちんと受け止めてあげながら納得をさせていくという姿勢が、超高齢化になっているわけであるから、高齢者の人に納得していただく熱意というものが今回欠けていたと私は思う。

私もいただいた資料があり、その中に出していなかったということが書いてある。今日初めてこれを全部きれいにまとめていただいて、流れの中では納得することも私はある。だとしたら、これからいろいろな問題で制度を変えたりするときには、きちんと最初から何でそういう姿勢で臨まないのだというのが、私の中で、非常に真摯に年を取ってもお互いを認め合い、見詰め合ってきちんと対等に話をして、そこの納得度、理解度もあるわけであるから、その理解度がないから、こうやって上から何とかやろうとするから反発になってくると思う。

私も同好会の方とお話をして、カラオケに今まで来ていたのに2回ぐらいしかない、それは寂しいだろうが、ほかにカラオケをやりたい人もいるのかということをもふと思う。だとしたら、どうしたらわかってもらえるのだろうということをしないと、データだけ眺めていて、はい、ボンとやる姿勢、そこが今回の問題の決定的なことではなかったかと思う。だから、正直にそこのところができなくて悪かったというスタートラインに立ち、

しかし、こうであると言ったとき、私はもっと理解度が進んでいくのではないかと思うが、どうだろうか。

伊藤健康福祉部長　ただいま折戸委員からいただいたことは、ごもっともなところである。先ほどのスライドの17をご覧になっていただいても、令和2年の10月は同好会への説明会となっているが、その説明会も特にそこを特出しして説明をしているわけではなく、毎年の通常の手続の説明会で説明を一番初めに出しているような点、次の同好会への説明がさらに1年間たった後にご説明をしているというようなところは、ご指摘いただいたとおり同好会の方々にとっては、市はどうしてこのように話を進めようとしているかという疑問が当然湧いてくるかと思っているところである。そのところは、先ほど申し上げたように市としても非常に反省をして、この半年以上かけて分科会を含めて丁寧に説明をさせてきていただいたつもりである。ただ、一番初めの一番肝心なところできちんとした説明をしなかったのは非常に反省をしているところである。

しのづか委員　そもそも論で聞きたいが、同好会の定義についてであるが、もともと同好会というのは寿大学卒業という条件があったのか。60歳以上の市内に在住する高齢者の方が10名以上いれば同好会として登録できたのか、それとも寿大学卒業という条件つきでの同好会の立ち上げという条件があったのか、もともと最初の同好会ができたときというのはどうだったのか。

五味田高齢支援課長　総合福祉センターで今行っている同好会については、寿大学を卒業した方たちのグループということで定義している。

しのづか委員　ということは、今活動している団体の方は皆さん寿大学を卒業された方が引き続き活動をしているということで間違いはないのか。

五味田高齢支援課長　そのとおりである。

しのづか委員　私の理解だと、全員が必ず寿大学卒業という条件ではなく、どちらかというとならざる形で活動を続けてこられたのかと思っているが。

伊藤健康福祉部長　今のところの訂正も含めてであるが、同好会というのは条例や規則で定義されているものではなく、老人福祉センター同好会利用の手引きという中で定義させていただいているところである。簡単に読み上げさせていただくと、「同好会とは、多摩市総合福祉センターで活動する、多摩市に住

所を有する60歳以上の方で構成された、趣味・教養・健康活動を目的とした自主サークルである。同好会として承認されると、4月1日～翌年3月31日の期間、下記の活動支援を受けることができる。会を休止及び解散する場合には、「速やかに申し出てください」ということで、受けられる活動支援は、先ほどのスライドにもあった定期活動会場の確保、ロッカーの貸し出し、印刷の引き受け、活動成果発表の場の提供、会員募集チラシの設置の5点である。ご指摘のようにその個人個人というのは別に寿大学を卒業しなくてもよい。同好会そのものの登録が定義されていて、基本的にはその立ち上げのときに寿大学を卒業された60歳以上の方で構成されている等立ち上げの要件に関わっているもので、一旦立ち上がった同好会については、別に寿大学を卒業されていなくても自由に誘会することができる。

ただ、1点そのことで付け加えさせていただくと、ご意見はあったが、その同好会には定員があり、同好会に入りたくても入れない方が結構おられるという中で、やむなくその同好会ではなく高齢者一般団体を自分たちで立ち上げられる方がふえてきている。したがって、その百五十何団体となってしまっているということが一方ではある。その不公平感を埋めるというのも今回の一つの理由ではある。

しのづか委員 よくわかった。私が聞いたかったのは、高齢者一般団体と同好会で立ち上げのときの差はあるがメンバーとしてはそう差はないのかという話と、今回改めて寿大学卒業の方が50%以上いる団体という定義を新たにつくったという理解でよろしいか。その同好会への支援は3年間に時限を切るというルールを今回改めてつくったということか。

伊藤健康福祉部長 新たな同好会の立ち上げは、現在のルールの中では新たな同好会の立ち上げは寿大学の卒業生が過半数を占める場合のみとする、また、その場合の同好会支援は3年間とするという定義になっている。

しのづか委員 このルールはいつできたのか。

五味田高齢支援課長 令和3年度からである。

しのづか委員 まとめると、今回の制度変更によって今まで活動されてきた一部の同好会の方々にとっては不利益になるような部分もあると思うが、今質問でも

確認したが、一般高齢者団体を含めて市内の高齢者の方々全体にとっては公平性も担保されて部屋が取りやすくなるなど、高齢者施策としては前進になるかと私は考えているが、その点についてはどう考えているのか。

五味田高齢支援課長 これまで同好会の活動の支援として定期活動の会場の確保の提供をしてきたところであるが、今回の制度改革で団体ご自身で施設を予約していただくことになるので、その点についてはご負担をおかけすることになるかと思っている。ただ、市内の高齢者全体を見たときに、広く多くの高齢者に活動してほしい、健康増進、生きがいつくり、レクリエーション活動を促進していくという意味では、高齢者が健康で明るい生活を過ごしていただくことに寄与しているものと考えている。

きりき委員 もういろいろと議論されているので、残りのところで幾つか確認したいと思う。まず政策提案者が言われていた老人福祉センター事業の事業報告という部分に関しては、決算事業報告で対応されているということであり、また、これからさらにわかりやすい資料づくりを進めていくという答弁があったので、このことはクリアされたかと思っている。提案者の方が言われていたが、指定管理者に金が流れるのはどうかというお話があった。個人的には指定管理者がもうけてはいけないとは考えないが、このあたりの考え方の整理を市はどのようにされているのか。

松崎福祉総務課長 指定管理者の収入というところでは、利用料金が指定管理者の収入になる。今、委員が言われたように、指定管理者は自主事業を行うことができ、自主的に実施することで利用料を得ることができる。そういう点では、利用料収入を得ることは指定管理者を導入している目的に沿ったものかと受け止めている。指定管理者が独自に自身で利用料金をふやすことによつて市の指定管理料を一般財源から削減できるので、指定管理者に関しては、常日頃から自主事業にぜひ取り組んでいただきたいという働きかけをさせていただいているので、そのように考えている。

きりき委員 今回に関しては、指定管理者に入る利用料収入がふえたとして、指定管理者の収入にはなるが、最終的に補填をするから、最終的な計算の中では指定管理者の手元には残らないという話になると思うので、結果的には指定管理者の利益につながるという話ではないと思うし、また、指定管理と

というのは協定が契約なのか処分の附款なのかという議論はいろいろあると思うが、やはりその辺に関しては憲法も職業選択の自由という中でいろいろな自由を認めているわけであるから、こういったものに関しては行政が進めていく中では尊重していくべきかと思う。今まで同好会の利用はメリット享受が一部の人に限定されているというお話があったと思うが、実際60歳以上の高齢者は5万1,493人というデータをいただいている。寿大学卒業者が3,273人とあったが、同好会に参加した方の人数はどのぐらいおられるのかわかるのか。

五味田高齢支援課長 同好会の方であるが、令和5年3月現在で57団体あり、844人になる。

きりき委員 60歳以上人口が5万1,493人いる中で、同好会参加者が844人で、全体の1.6%ぐらいになるかと思う。その数が少ないから無視してよいという話ではないと思うが、税金の使い方を考えたときに、どうすれば全体に対してメリットを享受させることができるのかということは考えていく必要があるかと思う。

折戸委員は同好会の人納得することが大事だという話をしており、もちろん納得してもらいながら進めるということは大事だが、我々は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないという原理に基づいてしっかりと全体の利益を見ながら進めていく必要があるかと思う。

また、この話というのはどうしても高齢者の方の負担になってしまうことが現実的にあるので大変申しわけないところではあるが、今言った我々は全体の奉仕者であるというのは、高齢者の中の全体という意味もあるし、現役世代や子どもたちの未来のことも考えたときに、責任を持って将来に多摩市を引き継いでいかなければいけないことを考えると、これからは高齢者の方には申しわけないが負担をお願いするというを丁寧に議論を重ねて進めていくことが必要なのではないかと思うわけで、そういった部分も含めて、同好会だけではなく、高齢者施策だけではなく、多摩市全体を見て、そういった幅広い視点から負担の公平性、世代間負担のことも含めて考えて、市がどのようなお考えを持っているのかをお伺いして質問を終わりにしたいと思う。

五味田高齢支援課長 委員が言われたように、同好会に参加している方は確かに60歳以上の高齢者の一部ではあるが、その方たちは少ないからよいということではなく、その方たちも大切にしながら、多摩市の高齢者はこれからもふえていくことが予測されているので、そういった方たちの全体的な活動のことも考えて、これからも生き生きと高齢者が過ごしていただけるように全体を見ながら考えていきたいと思っている。

伊藤健康福祉部長 先ほどのしづか委員に対して整理させていただいたところを、もう一度改めて考え方を示させていただきたいと思う。先ほど申し上げたように、令和5年度も手引きの中では新たな同好会の立ち上げは寿大学の卒業生が過半数を占める場合のみとする、また、その場合の同好会支援は3年間とするということで決めさせていただいたところである。

今回の政策提言にもあった令和6年の手引きがどのように変わっているかというような場合については、新たな同好会の立ち上げは寿大学の卒業生が過半数を占める場合のみとするのは同じであるが、寿大学の卒業生の後に括弧書きとして卒業した翌年度から2年以内が過半とさせていただいているところである。

なぜ卒業した翌年度から2年以内なのかについては、結局新規の同好会の立ち上げそのものの支援を目的にされて、何年間か在籍された方々が一旦その同好会を解散して新たに立ち上げようとされた場合も寿大学の卒業生が過半数を占めている団体を新たに立ち上げた場合なので3年間支援してほしいというお話が出た場合、そういうことはなかなか難しいので、卒業した後2年間に限って新規の立ち上げとして認めるとただし書をつけさせていただいたのと、最後に米印として同種というところで、寿大学でやったカラオケやパソコン、そうしたものと同じ同好会を立ち上げるというところを改めて付け加えさせていただいたところである。先ほどのしづか委員のご質問に足りなくて申しわけなかったが、このような考え方を示させていただいているところである。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

折戸委員

5政策提案第3号 「多摩市老人福祉センター同好会 令和6年度利用の手引」の訂正と老人福祉センター事業報告への提言についての討論をする。

今回健康福祉常任委員会に改めて提案をされており、今いろいろな議論がされたが、全体の流れの中で私自身も納得することがたくさんあった。しかし、ある面でこの政策提言をしなければいけなかったそもそのところは、制度を変えるに当たっては最初が肝心で、その同好会の人たちに直接わかっていただくということの説明の仕方あるいはその説明会のあり方、3回あったかもしれないが、最初のときにきちんと腹を割った話ができなかったことは反省であると先ほど健康福祉部長も言われていたが、人間が最初のボタンをかけ違うとずっとそのまま引きずってしまうということは永遠にあり得る。だから、そのことを、今後いろいろなことがあるかもしれないが、ぜひそれをなくす努力を求めます。

それともう一つ、同好会の人たちは今844人と言っていたが、長い歴史の中で、要するに先駆けできちんと活動してきた人たちである。だからこそ、そういう面で次の人たちに対しても一緒にやっていただこうという温かい気持ちが伝わっていない、人と人がきちんと伝わっていくという、伝えたいではなく伝わったという関係をあらゆるところでつくっていかなくてはいけないだろう、私はこのように思っている。今回出されている条例等において反対するものでないが、今回の政策提案については趣旨採択という形での討論とする。

池田（桂）委員

5政策提案第3号 「多摩市老人福祉センター同好会 令和6年度利用の手引」の訂正と老人福祉センター事業報告への提言について、趣旨採択の立場で討論させていただきたいと思う。

先ほど市から説明もあったとおり、今後同好会の方に関してもいろいろ配慮していただけるものとは思いますが、今まで同好会の方が活動していた活動の場所や日にちがある程度制約されることによって、高齢者の活動の場を制約された方たちが今後介護度が上がって例えば認知症になったり、外に出かける機会が減ってしまってさらに介護度が上がったりしてしまうこ

とになってしまうと、せっかく同好会に参加して今まで元気に日常生活を送ってきた方たちの介護度が上がって、さらに市も今介護度を上げないように頑張っているところであるが、同好会の方たちの活動の場所を制約しないような形でいろいろな配慮を今後もしていただきたいと思うし、今後施設の予約、あと集まる場所等、高齢者の方たちは機械を使えていない、慣れていないし、慣れないところでの活動に移動のときもいろいろ大変だったりするわけである。バスの便が減ってしまったりといったところの配慮をぜひしていただきたい。ぜひ今後も同好会の活動を何らかの形で支援していただきたいということで、趣旨採択の立場として意見を述べさせていただきます。

藤原委員長 この際暫時休憩する。

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

藤原委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

意見・討論はあるか。

しのづか委員 5政策提案第3号 「多摩市老人福祉センター同好会 令和6年度利用の手引」の訂正と老人福祉センター事業報告への提言について、私から不採択の討論をする。

質疑等でも明らかになったように、利用の公平性と負担の公平性をきちんと考えての提案だと私は思っている。同好会が設立されてからこれまでの間一般高齢者団体が何倍にもふえている状況の中においては、一定のルールが必要だと私は思っている。以上で不採択とする。

きりき委員 5政策提案第3号 「多摩市老人福祉センター同好会 令和6年度利用の手引」の訂正と老人福祉センター事業報告への提言について、不採択の意見を申し述べる。

寿大学や同好会は、この高齢社会にとってはとても大事な事業で、十分な役割を果たしているかと思う。ただ、同好会だけにこだわってしまうと、市民全体にとって十分な利益を享受することができなくなってしまうことも考えられるのではないかなと思う。より多くの人、高齢者だけではなく

若い人も含めて全ての多摩市民がより多く利益を享受できる仕組みづくりをしていただきたいと思います。高齢者がこれからもいつまでも元気でいられるように支援をしていただくとともに、我々は一部の奉仕者ではなく全体の奉仕者として、これからの子どもたちのためにも責任を持って、高齢者にも負担をお願いできる場所に関してはお願いして事業を進めていく必要があると思う。高齢者にも現役世代にも優しい多摩市を目指していただくことをお願いして、不採択の意見とさせていただきます。

池田（けい子）委員 5政策提案第3号 「多摩市老人福祉センター同好会 令和6年度利用の手引」の訂正と老人福祉センター事業報告への提言について、折戸委員のご意見を伺っていて、本当に最初の丁寧な説明が肝心だなということ、あと利用者の方々に本当にご理解いただける努力をまずしっかりしなければいけなかったなという点については、私も本当に折戸委員の発言を聞いていて同感だなと思った。

ただ、この政策提言の内容を見るに当たり、この文言で審査するとなると、私もどうしても賛同することはできず、また、寿大学という仲間づくり、あるいはその後押しをするといった趣旨を考えて、また、この同好会も、立ち上げ、仲間づくりのグループを後押しするような、一歩踏み出すことの後押しをというような意味合いもこの同好会の支援としては強いのかということを見ると、一定の期間を設けたりすることは理にかなっていると思うので、私も今回は不採択とさせていただきたいと思う。

藤條委員 5政策提案第3号 「多摩市老人福祉センター同好会 令和6年度利用の手引」の訂正と老人福祉センター事業報告への提言について、あすたま・維新を代表し意見を申し述べる。

質問でもる確認をさせていただいたが、まず政策提言1について、超高齢化社会の到来で活動する高齢者一般団体がふえたことによる利用枠の適正な分配と利用者負担の原則から、これまで無料で施設を使用できていた同好会が3年間の時限処置を経て利用料の半額を負担していただくことは、時代の流れとしてやむを得ないことだろう。ただし、指定管理者は、施設利用率や利便性の向上、また午後の利用枠のフレキシブルな設定なども含めて行っていただきたいと思います。

また、新規での同好会立ち上げも積極的に支援し、3年間はしっかりと伴走する形でサポートするよう努めていただきたいと思います。特にこれらは数字として測れる内容であるので、そうした見える形で老人福祉センター事業の維持増進に引き続き尽くしていただきたいと思います。また、政策提言2については、決算事業報告書にて老人福祉センター事業の活動実績や成果が確認できるようになっているということで、さらに市民にしっかり届くわかりやすい内容にさせていただく必要があるかもしれないが、既に履行はされているということであった。よって、政策提案の内容としては不採択とさせていただきます。

藤原委員長 ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、不採択すべきという意見が4名、趣旨採択すべきという意見が2名であった。不採択すべきという意見が過半数に達している。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、第101号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤健康福祉部長 それでは、第101号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてである。松崎福祉総務課長から説明をさせる。

松崎福祉総務課長 それでは、第101号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例制定についての提案のご説明をさせていただきたいと思います。

こちらは、先ほども政策提言のところでご議論いただいたが、多摩市総合福祉センターにおける老人福祉センター事業同好会の取り扱いの見直しに伴い、老人福祉センター事業の専用室としていた諸室3室について一般開放を行いたいと考えている。

また、その利用料を設定するために、地方自治法第244条の2第9項に基づいて多摩市総合福祉センター条例の一部を改正するものである。老人福祉センター事業の専用室としていた諸室であるが、陶芸室、こちらは総合福祉センターの2階にある音楽活動室と寿の間、寿の間は和室になる

が、こちらはそれぞれ施設の6階にある。こちらの一般開放を行うとともに利用料の設定をしたいと思う。また、今回この条例改正に伴い、陶芸室、音楽活動室に専用室内に設備を設けている。その設備は、陶芸室は陶芸窯が3基ある。また、音楽活動室にはカラオケ機器がある。こちらについては利用する際の実費を徴収するという取り組みをさせていただきたい。そのために実費徴収を行う旨の文言の追加をさせていただきたいと思っている。

具体は提案の概要にも書かせていただいているし、実際の金額は、提出させていただいている議案をご確認いただけるとわかりやすいかと思うが、まず利用料金については、皆様ご承知のとおり総合福祉センターは午前、午後、夜間と3区分において利用料金を徴収させていただいている。午前については9時から正午までの3時間、午後は1時から5時までの4時間、夜間は6時から9時半までの3.5時間である。それぞれの区分に合わせて利用料の設定をさせていただく。

利用料の設定の方法である。公共施設の使用料の設定に当たっての基本方針にのっとり、老人センター事業費や障害福祉センター事業費などの事業にかかる原価を除かせていただいている。除いた上で、総合福祉センターの施設管理にかかる原価、こちらは人件費、物件費、維持補修費、減価償却費などを含んだものが原価になるが、それを総合福祉センターの全面積に掛け、その上で午前、午後、夜間の各時間区分で案分し、さらに利用者負担率、総合区センターについては障がい者の方や高齢者の方がご利用されるということで2分の1の負担率をかけるルールになっているので、そちらを掛けて最終的に金額を設定させていただいている。式で申し上げると、原価施設掛ける各室の面積割る総合福祉センターのみの面積割る年間使用可能時間と各区分の時間や利用者負担率を掛けて最終的に試算をしている。

具体的な金額であるが、今回議案提出させていただいているが、令和5年度多摩市議会定例会の議案のページ29・30ページになるが、そちらをご覧願う。陶芸室2階に関しては午前360円、午後480円、夜間420円、音楽活動室6階に関しては午前220円、午後290円、夜間

250円、寿の間6階に関しては、午前270円、午後360円、夜間320円と設定させていただいた。

先ほど申し上げた原価に関しては、平成30年度から令和3年度の実績額の平均額を使用させていただいた。記載の金額、また今述べた金額に関しては一般団体の金額である。こちらの金額から、高齢者一般団体の方は半額となる。そちらについては、多摩市総合福祉センター施行規則第8条第1項にて2分の1の減免規定を設けているところである。その結果、近隣施設と比較しても低額または同等の水準額となっているところである。

冒頭述べたこちらの利用料金の設定に加えて、別表の備考には、設備の利用に当たって実費の徴収を行わせていただくために、新たに項目3で「この表に定めるもののほか、施設等利用者は、施設等の利用に当たり、特別な設備、機器等を利用するときは、規則で定める実費相当額を負担するものとする」という文言を加えさせていただく。こちらは陶芸窯3基、あとカラオケ機器に関して実費徴収を行わせていただくものである。

藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第101号議案 多摩市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第102号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

伊藤健康福祉部長 第102号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の

制定について、担当課長である松崎福祉総務課長から説明させていただく。

松崎福祉総務課長 それでは、第102号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただく。

本案については、条文内で引用している児童福祉法の条項が改正されたため、多摩市西永山福祉施設の条例の一部を改正する条例を制定するものである。

改正点については、放課後等デイ・サービスを規定する児童福祉法の改正が行われる。それに伴い、本事業施設の使用目的を規定している多摩市西永山福祉施設条例第3条において条項ずれが生じたものである。そのための一部改正を行わせていただく。条項ずれに関しては、児童福祉法第6条の2の2第4項が、改正後、第6条の2の2第3項になるものである。その影響を受けての条ずれである。

藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第102号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、意見交換会についてを議題とする。

本件については、今年度の議会報告会または意見交換会については常任委員会単位で意見交換会を行うことが議会運営委員会で確認されたことに伴い、多摩市議会基本条例第15条第3項及び多摩市議会が行う市民意見の把握等に関する実施要綱第7条第1項に基づく意見交換会を行うことについて協議したいと思う。

それでは、お手元に配付した意見交換会の開催報告及び委員派遣承認要求書案のとおり、意見交換会及び委員の派遣について確認する。日時は令和6年1月11日午後2時から、場所は多摩市立関戸公民館第3学習室、対象はTAMA認知症介護者の会「いこいの会」、目的は認知症の方及びそのご家族への支援について市民意見を聴取するため、経費は0円である。

以上の内容で、意見交換会の開催及び委員の派遣について議長に申し出たいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出ることと決定した。
日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。
本件は別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前11時44分 休憩

(協 議 会)

藤原委員長 ここで協議会に切り替える。
それでは、協議会1番の第4次多摩市食育推進計画(素案)について、市側から説明を求める。

金森健康推進課長 協議会案件1番になる。第4次多摩市食育推進計画(素案)についてである。資料が3枚別々になっているが、よろしく願います。

まず1番目の資料になる。この計画についての目的及び法的根拠のところであるが、本計画は、食育基本法に基づく区市町村食育推進計画として位置づけさせていただき、国の第4次食育推進計画基本計画及び第4次東京都食育推進計画と整合を図りながら、本市における食育の推進に関する施策を総合的に推進することを目的とさせていただいている。期間については令和6年度から令和10年度までの5年間で、昨年度報告をさせていただいたようにコロナ禍によって食育活動の中止・縮小があったので1年間計画を延長させていただき、令和6年度からという形の5年間の計画と

なる。

続いて2番、計画の基本的な考え方として、まず基本理念は「食を通じて人と人がかかわりつながる健幸都市・多摩を育む」とさせていただいている。(2)に基本目標を今回4点挙げさせていただいた。第3次では少し市民目線の目標としていたが、行政計画でもあるので行政で推進することをわかりやすく今回4点に絞らせていただいている。

3番目、計画策定の体制となる。こちらは多摩市の食に関する情報収集調査をまずさせていただいた。今までは本市、東京都、国における各種調査のみだったが、本計画策定に当たっては学齢期小3～小6、あと子育て世代に対しての食生活調査を実施して基礎資料とさせていただいている。2点目に書いている第四次多摩市食育推進計画策定委員会、こちらは市民経済部、子ども青少年部、健康福祉部、環境部、教育部の各10課の課長で構成する庁内関係課長会を実施させていただき、検討を行っている。3点目に、多摩市食育ネットワーク推進連絡協議会、こちらは学識経験者、教育・学校関係者、食育に関する地域活動を行っている市民・団体などで構成するもので、協議会を継続して実施しており、こちらで意見聴取を行っている。4点目に、現在パブリックコメント中となっている。12月5日から令和6年1月5日まで、市民の意見を広く聞くというところで現在実施させていただいている。

今後のスケジュールについては、こちらの素案を報告させていただいて、パブリックコメントを受けて来年に入って、食育ネットワーク推進連絡協議会(原案への意見聴取)、策定委員会で原案を確定させていただき、第4次多摩市食育推進計画の決定をした後、健康福祉常任委員会で3月に報告をさせていただく予定にしている。

計画の内容については、2つ目の資料に細かく載っているが、全てご説明できないかと思う。3番目の資料で概要版があるので、こちらをご覧ください。こちらを少し小さくなって申しわけないが、概要版に主なところをまとめている。

最初に、計画策定の背景と趣旨、目的・位置づけ、食を取り巻く現状などを書かせていただいている。こちら素案のポイントにもなるが、新型コ

コロナウイルス感染症の前にやった食に関する体験学びの機会の減少、フレイルなど二次的な健康被害が懸念されており、改めてこれまでの取り組みを総括している。また、これまでの取り組みを継承しながら新型コロナウイルス感染症による影響で変化した人々の意識・行動・価値観を踏まえつつ、食育の推進による人と人のつながり、コミュニケーションの大切さ、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動によって支えられていることの感謝の念・理解を深め、健康で幸せを実感できる健幸都市多摩を目指すということで、基本理念なども決めさせていただいた。

概要版の左下にあるように幾つか今回調査を取らせていただいて、現状や課題となっている点を少しまとめている。1つ目は朝食の摂取率。こちらは、幼児期、学齢期は高い状況になっているが、20代ぐらいになると残念ながら少し下がってくるところがある。自治体でのアプローチがなかなか難しい年代ではある。自らの健康になかなか目が行きにくい時期であるが、このあたりのところも課題として捉えている。また、その下、体格指数と認識。今回の小・中学生の調査で体格のことを聞いている。そうしたところ、小・中学生の約半数が自分の体型に関してやせたいと感じているのがわかった。また、小・中学生ともかなり痩せたいと感じている方の6割、少し痩せたいと感じている方の4割が実際にダイエットも実行していることがわかった。また、自分で考えた内容で実施しているところがあるので、この中には実際の体重が正常でも痩せたいと思っている方が含まれるのではないかと考えている。将来の骨粗鬆症リスクや成長過程において適切な食事のバランスをしっかりとっていくことを伝えることが重要だと考えている。

もう1点は、孤食がもたらす食事への影響である。こちらは多摩市の全世帯の状況を見ていると、高齢者も含めて単身世帯がふえている状況がある。また、今回の調査で小・中学生共に食事を一人で食べている者がやはり食事を楽しくないと感じる傾向にあることがわかった。また、朝食を一人で食べることが多い者は、主食・主菜・副菜がそろえる割合が低いこともわかった。孤食は、栄養バランスの偏り、共食による食への満足感、楽しさを感じにくいのであろうということが考えられる。こちらは行政だけ

ではなく、地域の様々な団体が協力して共食の充実がやはり求められると考えている。

続いて、それぞれの基本目標を4点挙げているところについて書かせていただいている。基本目標Ⅰ、ライフステージに応じた食育の推進で、ライフステージそれぞれ、妊娠・乳幼児期、学齢・思春期、青年・壮年期、高齢期にわたり、取り組みの方向性と主な事業名を書かせていただいている。

3ページ目、基本目標Ⅱ、生産者等との交流や体験を通じた食育の推進で、学校や保育所、児童館等での農業体験や栽培体験、ゲストティーチャーを招いた農家との交流や給食センターの見学等の体験活動の推進、また、子ども食堂・誰でも食堂においては、食を通じて地域交流の場、見守りの場、共食の機会を提供して食文化の継承、共食の楽しさ、地域での食育を推進することを書かせていただいている。

基本目標Ⅲ、食品ロスを減らし持続可能な食を支える食育の推進である。こちらは、食品ロスの削減につながる取り組みとして、「多摩市食べきり協力店」の認定、持ち帰り容器の「m o t t E C O (モッテコ) ボックス」の周知、あとフードバンク団体や地域福祉団体、子ども食堂・誰でも食堂に寄附する「フードドライブ」、消費者が食品ロス削減に配慮して消費行動を行う「エシカル消費」の普及に向けた食育を推進していきたいと考えている。

基本目標Ⅳ、デジタル化に対応した情報発信の推進で、現在かなりいろいろデジタル化に対応した情報発信をしているが、さらにそういったものを利用しながらホームページ、動画配信などデジタル化に対応した情報提供を推進していきたいと思っている。また、デジタルだけではなく、様々な媒体を利用しての情報発信が必要と考えている。

最後に、取り組みの指標を書かせていただいている。こちらも前計画とほぼ同様に、朝食を食べている・野菜を取るように気をつけている人の割合は継続させていただく予定であるが、適正体重のところの壮年期の目標であるが、こちらは第3期ではBMI 25以上の肥満の方を対象に減らすことにしていたが、今回適正体重の割合をふやすということで、国の健康

日本21に合わせて変更させていただいている。また、高齢期については、低栄養傾向の割合としてBMI 20以下でやや痩せている人も含めた対応で減らしていくところを目標とさせていただいた。

あと、これらについては、それぞれ本計画本体を見ていただくと、もう少し詳しく事業名、事業内容、取り組み指標、令和4年度の現状値、令和10年度の目標値、担当課を掲載させていただいている。基本計画においては、それぞれの取り組みの横に、その取り組みの中で特に重点的に実施するものをコラムとして取り上げ、そちらにはQRコードを張り、そこには掲載できなかったことをさらにそちらで見ていただくような構成とさせていただいている。現在パブリックコメント中で、現在既に3件ほど来ているが、またそういった意見も反映できる場所は反映しながら完成に近づけていきたいと思っている。

藤原委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

折戸委員

1点だけ。食育を進めていくことについては異論がないし、まとめ上げていただきたいと思うが、食の安全・安心というところに触れていない気がする。その基本的な考え方、どのような安全性を目指していくのかがないといけないと思うが、どのようにお考えになっておられるのか。基本は安全・安心な食事を食べていく、子どもたちも私たちもそうであるが、それで健康な体をつくっていくことが基本の基かと思う。安全性に対して行政が持っている基準あるいは次に目指すものがやはり必要かと私は思うが、どうなのか。

金森健康推進課長

食品の安心・安全については非常に大事な視点だと考えている。安心・安全なものを食することで丈夫な体をつくっていく、健康な体をつくっていくというところにつながると考えている。この計画の中では安心・安全を大きな目標とはさせていただいていないが、本計画で言うと39ページのところ、デジタル化に対応した情報発信の推進のところの主な取り組みの一番下の部分、食に関する情報提供というところで、食の安全に関する情報提供、主に現在南多摩保健所や多摩南食品衛生協会などがいろいろなイベントを通して毎回チラシを配布するなど、取り組みいただいている。そういったところを中心に今回の計画には掲載をさせていただいている。

折戸委員 まだ完成してないということである。もちろん保健所の人たちがイベントでそうやっているが、市の概念というか、今の食に対する安全性は現状どうなのかをきちんと整理した形で目指していくものを書き込むことが食育を言う原点かと思うので、ぜひ一度考えておいていただきたいと思う。

池田（桂）委員 食育のところで、学校給食をなるべく残さないような形で市としても取り組んでおられると思うが、学校給食で残しているお子さんは結構おられるのか。

金森健康推進課長 残飯がどのくらいあるのかは、私のところでは現在把握していない。残飯をなくすような努力をそれぞれ学校側でやっていることは把握しているが、具体的にどのくらい残っているのかは、健康推進課としては現在そこまで把握していない状況である。

池田（桂）委員 最近子どもの貧困ということもうたわれているので、ぜひ子どもの健康を考える上でもどれくらい栄養が取れているのか、学校給食がどれくらい残っているかも目安になるかと思うので、ぜひ把握しておいていただきたいと思う。

きりき委員 今、健康推進課長がご答弁された中で、学校給食残渣について「なくす」という表現をされたが、計画の中でもその食品ロスを減らすという表現で、個人的にその食品ロスがゼロになってしまうということは足りないというリスクもあるのではないかと思うので、食品残渣を「なくす」のではなく「減らす」が表現としては正しいかと思うが、その辺りお考えを伺う。

金森健康推進課長 私が「なくす」という表現を使ったが、今言われたように食品が残っているものを減らす取り組みというところかと思う。ご指摘ありがとうございます。

池田（けい子）委員 1点だけ。「共食」という言葉が出てきたと思う。全部読み込んでいないのでわからないが、コロナ禍のときに個食ではなく黙食というような言葉だったと思うが、その点についての考え方というか、今後そういう場面がこれからもあるかもしれないというところもあり、共食の中の黙食についての考え方を伺いたい。

金森健康推進課長 先ほどもお伝えしたが、コロナ禍で共食が制限されて黙食でのコミュニケーション、本当は食事を食べながらコミュニケーションをして楽しく食べるということが食育の一つの大事な視点かと思うが、そういったこ

とがこの感染症によって制限されたという状況があるかと思う。現在は、黙食はもう推奨されていないと考えている。ただ、今後ひょっとして同じような感染症が起こったときにどのように対応するのかは、その状況でまた判断をしていかなければいけないかと思う。命を守ることも大切になってくるので、その場面場面で状況に応じた判断、正しい判断をしていくことが必要かと思う。今回本当にコミュニケーションを取っていくのが非常に重要であると再認識しているので、現在においてはそういったことを中心に実施ができればと考えている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時02分 休憩

午後 1時01分 再開

藤原委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会案件2、(仮称)多摩市歯科口腔保健推進条例の検討状況について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 協議会案件2件目になる。こちらの条例については、9月に検討体制などをご報告させていただいている。現在の検討状況、進んでいる状況についてご説明をさせていただきたいと思う。

資料の1枚目に書いているように、まず庁内委員会であるが、こちらは令和4年12月から令和5年12月にかけて計5回の庁内委員会を実施させていただき、条例の方向性や骨子案の検討を行っている。

また、2番目にある検討委員会、こちらは外部委員も入ったものになるが、第1回が令和5年10月25日午後7時半から午後9時まで実施させていただき、そのときに委員長・副委員長を決定させていただいている。委員長・副委員長については、学識経験者の方お二人になった。委員長が平田創一郎先生（東京歯科大学教授）、副委員長が辻野先生（多摩歯科医会副会長）となる。このときの内容としては、市民アンケートの結果報告を

させていただき、乳幼児期から高齢期までの各世代や障害・介護分野における歯科口腔保健推進のあり方などについて議論をさせていただいた。第2回は、令和5年11月29日、水曜日、同じ時間で実施している。この2回目については、条例の方向性及び骨子案についての議論をさせていただいている。骨子案の基本的施策については、この第1回のおのおの検討委員の意見を反映する形を中心として掲載するような形とさせていただいた。

今後の予定である。令和5年度庁内委員会及び条例検討委員会をもう1回ずつ開催して素案を決定する予定にしている。令和6年度に入って、パブリックコメントの実施、庁内委員会及び検討委員会を経て原案決定、条例議案を上程したいと思っている。

次のページをご覧ください。現在のところ考えている歯科口腔保険推進条例の方向性（案）についてであるが、今お示ししているものとなる。こちらに書いているように、まず条例とすることの意義としては、歯と口腔の健康は全身の健康を保持・増進する上で重要な役割を果たしていることを基本理念としてしっかり定め、基本的施策を定めるということで、施策を総合的かつ効果的に推進していくことを意義とさせていただき、健幸都市の実現に寄与するとさせていただいている。また、条例によって歯科口腔保健を推進する当事者として様々な主体が関われることと、この制定をすることによって同じ方向性を長期的に継続して共有ができると考えている。

2番目、条例の構成。今現在考えている条例の構成である。前文と、1番、目的、2番、基本理念、3番、関係する主体の役割、責務、4番、基本的施策、5番、その他という構成にさせていただこうと思っている。前文については、条例に込める思い・期待するまちの姿、市の独自性（取り組み）などを記載したいと考えている。

目的については、先ほどの意義ともほぼ重なるものになる。「健康寿命の延伸」という言葉も少し入れさせていただきたいと考えている。

(2)の基本理念である。基本的理念については、今3点考えている。こういったことに取り組もうと考えている。生涯を通じた歯科疾患の予防・口腔機能の獲得、維持向上の促進、2番目には乳幼児期から高齢期までの

年齢に応じた特性や、多様な社会環境、生活環境等を踏まえた適切・効果的な取り組みの推進、3番目には関係者の連携の強化といったことを理念として盛り込みたいと考えている。

右のページに行って、(3) 関係する主体の役割、責務ということでは、この表のとおり今のところ考えているところになる。市及び歯科医師等については、歯科口腔保健の推進の中心的な役割を担うと考えているので、「役割」ではなく「責務」という形で規定したいと現在のところ考えている。

(4) 基本的施策である。現在この6点を考えている。これは各委員の皆様のご意見も反映させていただきたい内容となっている。1番目には歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発の施策。市民自ら取り組んでいただくことが非常に重要であるが、まず基本的な虫歯とは何か、歯周病とは何かといったこともまだまだ十分周知がされていないことや、全身への影響、例えば喫煙がどう影響するのか、歯と糖尿病の影響とか、心筋梗塞、誤嚥性肺炎などとの関連性を知っている方、今回アンケートを取ったところ、東京都より知っている方が低いという結果が出ている。こういったことからもしっかりとした普及啓発が必要だということで1番目に挙げている。

2番目には、かかりつけ歯科医による定期的なプロフェッショナルケアを受けるための普及啓発、定期的な歯科健診受診の促進の施策としている。かかりつけ歯科医については、小学校、中学校、高校とだんだんかかりつけ歯科医が下がっていくというのが今回アンケートでわかった。また、成人、高齢期も東京都より低くなっているという状況がある。したがって、まだかかりつけ歯科医にかかるのがトラブルにならないとかからないという方がやはり多いというところがある。また、忙しくて時間がないというご意見もある。そういったこともあるが、セルフケアだけでは十分にケアができないというところを周知啓発しながら、かかりつけ歯科医を持っていただく施策を推進していきたいと思っている。

3点目になる。乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた特性や多様な社会環境、生活環境等を踏まえた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する

施策については、乳幼児期の虫歯予防や成人期の歯周病予防、高齢期のフレイルにつながるような摂食嚥下機能の低下、口腔機能低下の予防、早期発見などの施策が必要であること、またライフステージ別ではなく、多様な社会環境、生活環境を加味した上での対策も検討したいということで入れている。

4番目には、地域及び職域におけるコミュニティケア、健康増進事業、食育の推進その他の歯科口腔保健の推進に関する施策としている。こちらは歯と口というのは非常に密接に関係している。高機能が十分でなければ食を楽しみ栄養を取ることに支障が出てくると考えている。食育の観点で言うと、かむこと、口腔機能の低下予防にも重要な視点と考えている。こういったところで、歯科口腔保健に関することを推進していき、さらにセミナーとプロフェッショナルケアの中核になると考えられる学校、そういった集団での歯科口腔保健推進の取り組みも非常に重要であろうということで、そういった施策を記載したいと考えている。

5番目には、障害児・者や介護を必要とする者その他の歯科口腔保健に関して特別の配慮を要するものが定期的に歯科健診を受けるとともに必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするための必要な施策を書いている。障がいをお持ちの方は受診の機会が限られるというところが今回のご発言の中であった。定期的に研修を受けられる体制の確保といったことは介護する方にも同様だと考えている。また、摂食嚥下評価や訪問診療などまだ周知が進んでいないこともあるので、そういったところをご本人だけではなく家族介護者の方にも知っていただくことを啓発する研修なども必要かと考えている。

6番目に、災害時における歯科医療体制や歯科口腔保健の健康被害の予防等に関する施策、こちらは市が入りたいと考えているものになる。災害時においては、医科だけではなく適切な口腔ケアによる様々な疾患予防というところも出てくる。そういった医療施策を取り込みたいと考えている。

また、その他であるが、この条例に定めること以外の必要な事項は、市長が別に定めるということで掲載したいと考えている。こちらはもう一度委員会でもむことになっているが、現状はこういった状況になっている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件3、出産子育て応援ギフトの変更について、市側の説明を求めらる。

金森健康推進課長 出産子育て応援ギフトの変更についてである。こちらは令和4年の2月から開始しており、国の出産子育て応援交付金を利用した事業となっている。

こちらの事業については、概要に書かせていただいているように、核家族が進み、孤立化を予防するという意味でも安心して出産・子育てができる環境整備というところで、妊娠期から出産子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体化する事業という形になっている。

経済的支援の考え方であるが、こういったギフトをただ支給するのではなく、伴走型支援といって、こちら健康推進課で実施しているものは、全てこのギフトを渡すだけではなく、面接をしてそこで相談してギフトをお渡しする、もしくはアンケートを取り、それにお応えしてギフトお渡しするというような形で、伴走型支援を組み合わせ実施させていただいている。

3点目にあるように、これまでの実施方法としては、今まではauPayのオリジナルギフト5万円分ということで、安全性の高いものということで市は利用させていただいていた。ただ、4ページ目にあるように、令和6年1月1日以降この子育て応援ギフトを東京都の広域連携のデジタルカタログギフトに変更したいと考えている。こちらは令和5年度中にこのデジタルカタログギフトを利用し、さらにバースデーサポート事業、1歳になったときにも同様なアンケートを取ってギフトをお渡しする事業を実施しているが、その両方を実施した場合、市負担分6分の1があるが、これを都が補助金とするような形にもなっている。バースデーサポート事業については本市が実施している。そういったこともあり、令和6年1月1日からはオリジナルギフトカードからデジタルカタログギフトに変えたいと

思っている。

2枚目の資料にあるように、子育て応援ギフト一覧がついているのでご確認いただければと思う。こちらにあるように、この黄色の部分が今回変わる部分になっている。少し見にくいかもしれないが、ゆりかごTAMA面接のところに、「出産子育て応援ギフト（国の制度）」と書いている。ここがカタログギフト5万円分になる。あと、新生児訪問赤ちゃん訪問は、訪問させていただき、そのときにお渡しするものが、「子育て応援ギフト（国の制度）＋東京都出産応援事業（赤ちゃんファーストギフトカード）」と書いているが、このカタログギフト分があるので、デジタルカタログギフト10万円分が今度のご利用いただけるという形になる。それ以降1歳にバースデーサポート事業というのを実施しているところをギフト一覧として書かせていただいている。今回の変更点としては、この2点になる。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田（桂）委員 auPayオリジナルギフトカードから東京都広域連携デジタルカタログギフトに変更した理由は何か。

金森健康推進課長 まず1点は、変更点の米印のところに書かせていただいている。こちらは都の補助金を利用できるというところが大きくなっている。こちらを利用しない場合、2,500万円程度の一般財源が出てしまうというところもある。また、デジタルギフトも様々な商品が900点以上用意されている。場合によっては用品だけではなく金券も入ってきているので、そういったところをご利用いただけるのではないかということで変更させていただいている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件4、母子保健・児童福祉一体的相談支援体制について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 続いて母子保健・児童福祉一体的相談支援体制というところである。こちらは、この改正を検討するに当たりPT設置について昨年ご報告をさせていただいていた。その後検討を実施しているが、国の資料も次々と出

てきている。現在国から示されている改正についてご説明をさせていただければと思う。

資料の2枚目をめくっていただいて、「こども家庭支援センターについて」というこども家庭庁が出した資料となっている。こちらの趣旨・目的のところにあるように、改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）健康推進課で実施しているものと、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）、こども家庭支援センターが適している。こちらのほうの設立の意義・機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとなっている。

業務内容については、こども家庭センターはこれまでの母子保健機能や、児童福祉機能において実施している相談支援等の取り組みに加えて、新たに妊娠届出から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援を要する子どもや妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、さらなる支援の充実強化を図るものとされている。

2枚目をご覧願う。次に書いているのは、こども家庭支援センターの要件が記載されている。こちらは要件が5つある。1点目は母子保健機能と児童福祉機能、双方の機能の一体的な運営を行うこと、2点目には、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長をこども家庭センター1か所当たり1名配置すること、3番目には、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務において十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所当たり1名配置すること、4番、改正後の児童福祉法及び母子保健法に規定する業務を行うこと、5番目に、当該施設の名称は「こども家庭センター」を称することが現在示されている要件となる。この下に図があるが、指揮命令系統の一体化という形の表になっている。

続いて、4枚目の資料となる。この改正児童福祉法の関係で、こども家

庭センターの関連事項の中の法律上の業務規定でつくった表となっている。子ども家庭センターで実施をすることは努力義務となっている。この子ども家庭センターで実施するに当たっての必須項目がサポートプランの作成、センター長と統括支援員の配置、あと合同会議、これは母子保健と児童福祉の両方が入ったような合同会議という形である。あと妊産婦、乳幼児の実態を継続的に把握すること、あと名称は子ども家庭センターに類するものにする、あとは関係機関及び庁内連携、要保護児童対策協議会機能が必須となっている。それ以外の様々な今現在実施している事業、母子保健事業で言うと、様々な健診事業といったものについては、地域の実情に応じて実施という形になっている。

また、このサポートプランであるが、こちらは義務ということで、子ども家庭センターを設置する・設置しないに限らず実施するべきものとなっている。こちらは当事者のニーズを把握してプランをつくり施行を行うものとなっており、書式を作成して、子ども家庭支援センターと母子保健担当が共同でつくるところが書かれている。このサポートプランについては、母子保健のところでは今、ゆりかごTAMA面接のときに、既にプランをつくって手渡しをして、一緒にセルフケアプランということで実施しているものがある。それをそのまま利用してもよいという形になっている。それにさらにまた見直しをかけるといったことは今後実施していきたいと思う。こういった点がいろいろ示されているが、どのような形で来年度実施するかは現在のところまだ検討中という形になっている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会案件5、新型コロナワクチン接種について、市側の説明を求める。

金森健康推進課長 新型コロナワクチン接種についてである。こちらの資料がある。

まず接種状況については2枚目になっている。こちらをご覧くださいればと思う。12月11日時点となっており、令和5年秋開始接種、現在実施しているワクチン接種の接種率が上の2段のところにあるが、65歳以

上が現在接種率46.0%、全体としては18.3%の接種率となっている。東京都・国とほぼ同じぐらいの接種率かと思っている。

続いて、もう一度1枚目にお戻り願う。2番目についてである。今回もたま広報等で周知させていただいているが、集団接種は令和5年12月27日で終了したいと考えている。こちらについては個別接種の補完的役割として今回実施していたので、令和6年1月以降は市内の医療機関での個別接種という形にさせていただく方向である。また、予防接種法に基づく特例臨時接種の枠組みで現在実施しているが、こちらも3月末で終了予定となっている。

3番目である。武田社（ノババックス）ワクチンの接種終了についてである。現在国内に供給されている武田社（ノババックス）のワクチンであるが、mRNAではなく組み替えたタンパクワクチンとなっていた。こちらについては12月25日で有効期限が到来する。以降の接種が不可という形になる。接種を希望する方には、12月23日土曜日までに実施する集団接種で対応させていただきたいと考えているので、もしご希望の方があればコールセンターまでご連絡いただくということで、たま広報や市公式ホームページにも掲載させていただく。また、東京都庁北展望室でも予約枠に空きがある場合は接種を受けることができることとなっているので、そういったことも併せてご案内をしたいと考えている。

続いて4点目である。第一三共社のワクチン（オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチン）の使用についてである。第一三共ワクチンというのは、今までもファイザー社やモデルナ社のワクチンで使われていたmRNAワクチンと呼ばれる種類のワクチンに、ここで日本製のものが出てきた。令和5年12月4日に予防接種法上の特例臨時接種に位置づけられた形になっている。このワクチンについては、12歳以上の追加接種（3回目以降）で使用が可能という形になっている。市においては、令和6年1月から市内の一部の個別医療機関で使用を予定している。現在、医師会にもご協力いただいて調査等を実施しているところになる。実施医療機関や実施日程については、市公式ホームページや多摩市ワクチン予約サイトでお知らせをしたいと考えている。また、接種コールセンターでもお問い合わせ

に応じたいと考えている。また、東京都庁北展望室で既に12月13日、本日から第一三共社ワクチンを使用して12歳以上の追加接種を開始するという形になっている。

最後に、今後の予定である。令和5年12月27日をもって集団接種は終了させていただく。令和6年3月31日に、令和5年秋開始接種（特例臨時接種）自体も終了となる。来年度以降については、予防接種法に基づく定期接種として自主が予定されている。先日11日に国の自治体への説明会があった。令和6年度4月からは定期接種化に向けた概要の説明ということでご説明があったが、再度12月末にもう一度説明会が予定されている。詳細についてはまだ内部でも決定していないので、決定したらご報告をさせていただきたいと思っている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田（桂）委員 7回目の接種では65歳以上の方が43.5%となっているが、接種を希望される方がだんだん減ってきているような感じで解釈しても大丈夫なのか。

金森健康推進課長 7回目と見ていただくか、今回の令和5年秋開始接種に関しては上の表を見ていただいて、46.0%の方が受けているような状況になっている。接種率については、今回の大きな変更点としては、今までは接種場所、接種時間などを指定していたが、今回ご自身で予約を取っていただくことになった。したがって、ご自身で本当に希望される方がお申し込みされているのではないかと考えている。また、そういったことでは、申し込み方法が変わったので各関係機関に周知依頼させていただき、高齢者の方々にもできるだけ行き渡るような配慮はさせていただいたところである。ニーズがどの程度あるかについてはまだわからないが、これを50%程度の方がご希望されているのかと考えている。

池田（桂）委員 今後またコロナウイルス感染症の感染が拡大してコロナワクチン接種を希望する方がふえてきた場合に、ワクチンをきちんと確保できるめどは立っているのか。

金森健康推進課長 ワクチンの確保については、今のところ問題ないと考えている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件6、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて、市側の説明を求める。

本多保健医療政策担当部長 それでは、資料は総務常任委員会のフォルダに入っているので、そちらのフォルダをお開き願う。総務常任委員会の協議会の5番の資料になる。昨日の総務常任委員会でも今からご説明する内容をご報告させていただいておる関係で、資料はそちらに置いてある。

それでは、説明をさせていただく。本日については前回の9月議会で報告した内容以降、具体的には8月31日以降になるが、その状況の報告をさせていただく。

まず資料の1ページ目、1番のこれまでの経緯等についてであるが、こちらは2ページ目にまたがって記載されている。これまでの間に市議会に報告させていただいた内容を時系列で積み上げて記述している。また、前回9月議会の健康福祉常任委員会では、今年の4月から8月までの間に取り交わした文書の内容を中心に報告をさせていただいた。

同じく2ページ目の一番下にある、2番の現在の状況等についてのその後の協議状況をご覧願う。繰り返しになるが、8月下旬から11月30日までの間に、事務方において協議を5回ほど行っている。記述内容については大変簡単な内容になっているが、9月の健康福祉常任委員会では、今年度交わした文書内容を説明させていただいた。その文書の中には大変厳しい状況にあるといった内容の文章をいただいております、その内容を報告させていただいた。しかし、現在も法人側では旧多摩ニュータウン事業本部跡地の活用を最優先に検討を行っていただいている。また、我々とも協議を継続させていただいていることをご報告させていただき、引き続き多摩市内で移転建て替えが実現するよう協議を進めていきたいと考えている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 ぜひ協議を順調に進めていただきたいと思うが、先方がいろいろと要求されている中で、このお話は果たして多摩市だけで負担すべきなのか。東京都の医療計画であるから東京都の負担もお願いする、また地域医療であ

るから多摩市の近隣地域にも影響のあるお話であるので、多摩市だけで負担するのではなく近隣市や東京都・国にも支援を求めるべきではないかと思うが、そういった協議については何か進捗があるのか。

本多保健医療政策担当部長 当然私どもとしては一自治体、14万人の自治体であるので、先方の要求に全て応えることはなかなか難しいだろうと文書でもご回答しているところであるが、東京都のいろいろなご支援が必要だと思っており、具体的には前回の9月議会でもお示しさせていただいたが、今年5月に東京都等に対して支援についての要望書を提出している。この中で財政支援についてのお願いをしているところである。ただ、近隣の自治体についてはまだ具体的に支援のお願いはしていないところであるが、いずれにしても広域的な病院であるので、東京都にも支援は引き続きお願いしていくべきかと考えている。

きりき委員 ぜひ進めていただきたいと思う。多分多摩市としては、病院もそうであるが、永山駅周辺のまちづくりという部分も含めていろいろ検討されているのではないかと思うが、そういったことで例えば都市計画も絡めて例えば国土交通省からの何らかの補助金を期待してもよいのではないかと思うが、そういった関連でのお考えはいかがか。

本多保健医療政策担当部長 今現在の病院用地を今後どうしていくのかも当然日本医科大学の法人側にはお考えいただいております、現在諏訪永山のまちづくりの勉強会にも参加していただいている。今後のまちづくりの一環として、日本医科大学の法人側にも、あの辺のまちづくりについてのいろいろな考え方を地権者の方々ともよく議論していただき、多摩市のまちづくりに資するような取り組みをしていただきたいと思いますと考えているし、そこからいろいろな取り組みが進めば、今後補助金等の活用もあるかと考えている。

藤原委員長 ほかに質疑ないか。

池田（桂）委員 今、多摩市の厚生荘病院がなくなったこともあり、日本医科大学永山病院の建て替えがスムーズにいかなくなってしまうと医療空白地帯がかなり広がってくることも予想されると思うが、今後和田と東寺方の地域での医療空白地帯についてどう考えておられるのかと、その到着点についてどう先の見通しを持っておられるのかをお伺いできたらと思う。

本多保健医療政策担当部長 医療空白地帯ということで具体的な東寺方と和田の地域という話が出た。今現在厚生荘病院が閉院したということで、地域の方もご不便している点があるかと思っている。我々としても、地域医療をどうしていくのかという観点から医師会の先生方にもご相談させていただきながら今話を進めている。また、詳細は申し上げられないが一部具体的なお話で今協議を進めているところもあるので、それが実現すれば、話が進んでいってご報告できるような状況になればまた改めてご報告をさせていただくが、我々としても今現在あそこの地域の問題は大きな課題として捉えているので、引き続き協議・検討を進めていきたいと考えている。

池田（桂）委員 地域の方からも安心して医療サービスが受けられるような体制をつくってほしいという声が非常に上がってきているので、ぜひともよろしく願います。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件7、令和6年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果について、市側の説明を求める。

河島保険年金課長 それでは、東京都から示された国保事業納付金と標準保険料率仮算定について報告をさせていただく。国民健康保険の特別会計の中で歳出の約65%を占めているのは、被保険者の皆さんが受診した医療費総額のうちご自身が窓口で支払った額を除いた額を医療機関に支払う分、保険給付費になる。平成30年度に国民健康保険が東京都と区市町村の共同運営となって以降、この保険給付費の財源として東京都から普通交付金が交付されている。その普通交付金の財源となっているのが、各市町村が東京都へ納付する国保事業納付金となる。東京都市区町村全体での保険給付費額や被保険者数、国から示される公費、国の補助の概算額などから翌年度の試算をし、例年この時期に仮算定の結果が示されている。この納付金は資料の2つ目の表にあるように、多摩市は46億～47億円納付しており、歳出全体の約30%を占めている。被保険者の皆さんに納めていただいている保険税は、その納付金の財源となっている。

令和6年度の仮算定結果は、2番目の表にあるとおり46億6,423万円となっている。一方で、下段にある賦課すべき保険料税の必要額の仮算定については45億3,489万6,000円となっており、こちらの差額であるが、この差額は法律で決められている一般会計からの繰り入れや過年度の保険税収入、いわゆる滞納分の保険税収入見込み額を減じた額になっている。

今般東京都から示された令和6年度国保事業納付金仮算定結果は、令和5年10月に国が策定した保険料水準加速化プランに基づく納付金ベース統一に向けた取り組みによるものである。表の下のコメントにあるが、令和6年度からの東京都国民健康保険運営方針を踏まえた算定方法に変更になっている。納付金の額は対前年比1.8%減となった一方で、賦課すべき保険料税額は前年比3.1%増となっている。参考に、26市平均と東京都平均をお示ししている。

最初の表を見ていただくと、被保険者1人当たりの納付金額は19万7,698円、対前年比5.9%増、1人当たりの標準保険料税額は18万3,399円、対前年比6.2%増となり、現行保険税額との乖離が一層広がり、国保財政は厳しさが増している。こちらについては2つ要因があり、1つは、国で一律に行っていた激変緩和措置が廃止となった。いわゆる国の補助が廃止になっている。納付金の増額になったのみの自治体に支援するという形になったことによるものである。表の下に記載している。2つ目は、参考の表にあるように、被保険者数が減少となっていることがわかりかと思う。ちなみに、資料にはないが、11月末日現在の被保険者数は2万8,574人となっている。国と都の激変緩和措置が終了になったことを踏まえ、東京都市長会と町村長会連名で、東京都独自の財政措置を講じることを強く要望する旨の緊急要望についてを12月中に東京都知事へ提出する予定となっていると聞いている。

次のページは、この納付金、保険料必要額から法定外繰り入れ、いわゆる赤字繰り入れを想定していない保険税率となる。こちらは参考ということでお読み取りいただければと思う。

今後年明けに確定した金額が示される予定となっている。東京都として

の変更想定事項としては、診療報酬改定の影響、また国の少子化対策強化の支援金の動向がこの資料作成時点では上げられているが、国の少子化対策強化支援金は2026年度からという報道もあった。

多摩市の国民健康保険においては、今月中に令和6年度の保険税率について多摩市国民健康保険運営協議会に諮問する予定にしている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件8、第3期多摩市国民健康保険データヘルス計画策定について、市側の説明を求める。

河島保険年金課長 それでは、第3期多摩市国民健康保険データヘルス計画策定について、進捗状況をご報告する。

項番1のところになるが、平成25年に閣議決定された国の成長戦略日本再興戦略において、レセプト等のデータ分析、それに基づく被保険者の健康保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画の策定、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市区町村国保が同様の取り組みを行うことを推進すると示されたことによるものである。多摩市国民健康保険では平成28年度から本計画を策定し、令和6年度から第3期目の計画を策定するので、進捗状況をご報告する。恐縮であるが、最終ページ、項番6と7を最初に説明する。

項番6、計画の目的である。国保被保険者の健康課題を明確にし、被保険者の健康保持・増進を図り、医療費適正化に貢献していくことになる。計画の位置づけはご覧のとおりであるが、計画期間は6年間となっている。こちらは法律で決められてある特定健診や実施計画と一体的に策定できるようになっている。多摩市の国民健康保険も第4期特定健診等実施計画と一体的に策定していく。これは第2期と大きく変わったところになる。また、本市総合計画基本計画の個別計画としての位置づけ、その他関連計画との整合性を図っていく。

めくっていただいて項番7になる。策定体制については、庁内の体制のほか、地域の医師会や大学関係者、被保険者代表等から構成される多摩市

国民健康保険運営協議会において意見聴取及び評価を行っていく。今後の予定は最後にまた説明させていただく。

それでは、前に戻っていただいて項番2、現行の計画の状況と同じ内容になってしまうので、項番3から簡単に計画策定の前提となる健康医療費状況を説明する。項番3の①であるが、国保の被保険者ではなく多摩市の健康寿命で、説明は省略させていただくので後ほどお読み取り願う。項番3の②からは多摩市国民健康保険被保険者の疾病状況になる。②令和4年度の診療報酬明細書の件数である。いわゆるレセプト件数の多い順に、男女別になっている。患者数が多いというところでお読み取りいただけるかと思う。男性については、生活習慣病に係る血圧、血糖、脂質、いわゆるコレステロールが上位を占めている。女性は年齢によるものになるが、コレステロールと変形性膝関節症などの関節疾患が上位にある。次に、③になる。医療費が上位にあるもので、男性は1位に透析、2位に糖尿病がある。女性については関節疾患が1位である。これは被保険者に60代～70代の占める割合が多いことによるものと思われるが、女性の際には糖尿病も入っている。右側の指数が、少々わかりづらいが年齢調整後の指数（都全体を100とした場合）と書いてあるが、東京都を100として、100を超える指数上位3つの疾病となる。東京都の平均よりも多いところになるが、男性、女性ともに肺がんが100を超えている。そして2位と3位はうつ病と統合失調症。国民健康保険は病気で退職を余儀なくされた被保険者の方が一定数いることや、入院施設がある病院があることが関係すると推測している。

項番4と5をまとめて説明させていただく。多摩市国保の健康課題と第3期計画のポイントとなる。第2期の計画等に引き続いた課題であるが、40代～50代の健診受診率の低さになる。40代～50代の被保険者の皆さんは、転職の合間の短期間の加入であったり、先ほども申し上げたとおりご病気などで退職を余儀なくされた方などもおられるので、多摩市国保の被保険者だけで限定すると難しい課題であるとは考えているが、現役時代からの健康意識向上への啓発がポイントであると考えている。

この資料には記載していないが、健診の受診率については、年代により

差があるが、男性の受診率が女性よりも8%～15%低いところも課題として捉えている。元気に75歳を迎えていただきたいと考えているので、60代～70代の検診受診率は約55%であるが、その受診率をさらに上げていくことが必要であると考えている。また、メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導の実施率向上により、生活習慣病予防とりわけ糖尿病については人工透析に移行すると医療費も大幅に上がり、本人の日常生活にも大きな影響がある。糖尿病の重症化を予防する取り組みを継続していくほか、医療機関の未受診者対策など、その他の取り組みを継続していきたいと考えている。

最後、項番6に戻っていただけるか。今後の予定になる。現在素案を作成している。1月中旬に庁内での手続を踏み、多摩市国民健康保険運営協議会からの意見をいただき、さらにパブリックコメントを実施する予定である。それらの意見を踏まえ、2月に原案を決定し、3月の本協議会でまた報告をさせていただく予定となっている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田（桂）委員 40～50代の特定健診受診率が特に低いということであるが、これに対して何か具体的な対応策を考えておられたら教えていただきたい。

河島保険年金課長 国保に入っている職場で健診を受ける方などは健診結果を提出していただき、謝礼を渡している。あとは、ずっと続けている事業であるが、人間ドックの助成金を出したりしている。そういったところで若い方の受診率の向上策は続けている。

池田（桂）委員 ここに上がっている医療費は、糖尿病が悪化してくると慢性腎臓病になって透析を受ける方が非常に多くなってくる。上位2位を占めているし、この辺はやはり栄養指導を積極的にご本人に受けていただいたほうがよいと思うが、そういった取り組みを市で考えておられたら教えていただけるとありがたい。

河島保険年金課長 糖尿病重症化予防は事業として継続しており、プラス特定保健指導においても食事、運動といった面での指導は行っている。

池田（桂）委員 男性の方は特に栄養が欠けやすいというか、酒を飲みながら糖質の高い物を食べたり油っこい物を食べる方が多いので、その辺のところであるべ

く市としても積極的にご本人の健康を維持していくために野菜を使った簡単な料理についてどう情報発信していくかいろいろ工夫していただきたいと思っているのでよろしく願います。

池田（けい子）委員 データヘルス計画の必要性の⑤、保健事業を行うことで国から交付金が得られるとあるが、例えば健康センターで行う事業と国保で行う事業で似たようなものがあるかと思う。今指導的なものというのはわかるが、例えば啓発的なことについて、その辺の健康センターで行う事業とのバランスというか、そういう市民に向けた啓発活動についても交付金が出るのかどうかと、あと健康センターとの連携については今どのようなことを想定されているのかを伺う。

河島保険年金課長 健康センターとの連携は、国民健康保険の保険者がやる保健指導は基本的に個別のアプローチとなるので、広くとなるとやはり健康センターかと考えている。ただ、健診の受診券の発送や保健指導において、健康センターが行っている事業などを、これは後期高齢も一緒であるが、ご紹介をして積極的に参加していただけるような促しをしている。

池田（けい子）委員 国保、わからない部分があるので、おそらく市民全員ではないということがあると思うが、ただ、事業的には同じような事業があってわかりにくいと思うので、できれば国からの交付金を活用しながら市民の方の健康をしっかりと守る事業を進めていただきたいと思うのでよろしく願います。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件9、後期高齢者医療保険料の改定案について、市側の説明を求める。

河島保険年金課長 後期高齢者医療保険料の改定案についてご報告する。75歳以上の方が加入している後期高齢者医療の保険料は、この根拠法令である高齢者の医療の確保に関する法律第104条の第3項の規定により、医療費や現役世代との人数のバランスなどを考慮し、2年に一度改定されることになっている。ちょうど診療報酬改定の年度と同じくしている。

資料に記載はないが、令和6年度と令和7年度の保険料改定の前提として、東京都全体の被保険者数は、令和6年度は176万人、令和7年度は179万3,000人と推計している。ちなみに多摩市は令和6年度は2万7,000人となっている。医療費の伸びは新型コロナウイルスの影響を踏まえ、コロナ前の年度を含み、平成29年度からの増加率の平均を採用している。そして後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入することが挙げられている。また、(1)見直しの経緯の2行目にある保険料増加抑制のための東京都独自の特別対策を引き続き実施する予定となっている。

特別対策については、(2)の表の下にある米印の1番目になる。東京都全体で、2か年分で220億円を見込んでおり、多摩市の負担分、これは一般会計からの繰り入れとなるが、各年度1億5,000万円程度の負担を見込んでいる。

(2)の改定案の表、算定案(特別対策あり)のところをご覧願う。均等割額は1,300円増の4万7,700円、所得割は、激変緩和措置として令和6年度のみ保険税で算定基礎となる地方税法のただし書所得を2段階として、50万円以下は自然増のみで反映し、9.74%としている。令和7年度は一律10%となる。資料の最後にある参考であるが、これ単身世帯、年金収入ベースによる資料となるので、後ほどご覧いただければ幸いである。

(2)の米印の2つ目をご覧願う。最終案は、後期高齢者の皆さんにお支払いいただく歳入全体における保険料の占める割合である後期高齢者負担率や出産育児一時金の財政規模などが、年末に国から示される。そして、1月下旬の広域連合議会に上程し、審議となる予定である。

最後に(3)であるが、広域連合規約について。保険料増加抑制特別対策が継続の場合、規約を一部変更しなければならず、地方自治法の規定に基づき、3月の市議会で承認をいただく必要がある。

藤原委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件10、第2期多摩市自殺対策推進計画（素案）について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、10番目の第2期多摩市自殺対策推進計画（素案）についてご説明する。資料は、3点サイドブックスに上げさせていただいている。第2期多摩市自殺対策推進計画（素案）についてをご覧願う。併せて概要版1枚のものをご覧いただくとよりわかりやすいかと思う。

まずこちらの計画の位置づけである。自殺対策推進計画については、平成28年に改正された自殺対策基本法において、全ての市町村において、地域自殺対策計画の策定が義務づけられているところである。誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進することを目的としている。本市においても、平成31年3月に「いのちとこころのサポートプラン（多摩市自殺対策推進計画）」を策定し、自殺対策、誰も自殺に追い込まれることのない多摩市の実現を目指して、各施策の実現に取り組んできているところである。本年度が現計画の最終年度である。本年度中に次期計画を策定するものである。

項目2番の計画の概要である。今回、次期計画においては6つの基本施策で取り組みたいと考えている。項目1～6番に示させていただいている内容である。現計画と異なる点であるが、5番、6番、自死遺族等への支援の充実、それから児童・生徒のSOSの出し方に関する教育ということで今回6つ基本施策を掲げさせていただいているが、現計画は5つということで、項目4番、5番、自殺未遂者等への支援の充実と自死遺族等への支援の充実ということで具体化させていただいている。また、5つの重点施策について、これまで現計画では4つの重点施策として取り組んできたところであるが、重点施策1に市独自の取り組みの内容として、子ども・若者に関して、現計画に加えて引き続き入れさせていただく。2番、3番、4番、5番に関しては、これまでの市の自殺者数とプロフィール結果によって、生活困窮者や無職者・失業者、高齢者、勤務・経営者に対する支援策が必要だということで残り4点についてはかけ替えさせていただき、5つの重点施策を掲げさせていただく。加えて今回の自殺対策、関係機関と連携をしていくためにコラムの執筆を依頼し、計画の中にはコラムも入

れ込んでいるところである。

2 ページ目、これまでの経過として、令和5年3月27日に自殺対策庁内連絡会を開催し、改定の着手を始めたところである。5月に入って各課の事業調査、そして庁内連絡会開催して取り組みを前に進めているところである。こちらの多摩市自殺対策推進計画に関しては、庁内連絡会はあるが外部委員を組織した委員会がないことから、関係機関に意見を聴取するという形でご意見をいただきながら計画を策定している。主な関係機関としては、多摩中央警察署、南多摩保健所、多摩消防署等、自殺対策に資する関係機関に紹介をさせていただいているところである。

今後であるが、現在もそうであるが、12月5日から来年1月5日までパブリックコメントを実施させていただいている。その後、1月に再度庁内連絡会でパブリックコメントで受けた内容や原案の協議を進めさせていただき、経営会議へ付議の後、最終的には3月に健康福祉常任委員会へ報告をさせていただき、計画の原案を決定させていただければと思っている。

自殺対策の計画の素案をお開きいただければと思う。内容の方向性としては、第1章にこれまでの取り組み等をまとめさせていただき、16ページから多摩市における今後の自殺対策の基本的な考え方を示させていただいている。

第2章に入って、自殺者数の推移や現状で、23ページ、24ページぐらいになるかと思うが、第2章から自殺者数の推移などを表にまとめて整理をさせていただいている。

具体的に第3章に今後の取り組みの方向性と施策で、ページだと、42・43ページがスタートになるかと思うが、ここから各それぞれの施策に関して示させていただいている。具体的に取り組みを段階別を実施していく、また評価をしていくというところで、58ページ以降であるが、基本施策、重点施策をそれぞれ表にまとめさせていただき、その次のページには基本施策の具体的な取り組み内容として、目標値等も含めて表で整理をさせていただいている。

また、今後より具体的に自殺対策を進めていくために現在自殺対策庁内連絡会を構成しているが、こちらを一步進める形で計画の進捗に関して多

摩市自殺対策連絡会というものを、市内だけではなく外部の方を交えた連絡会を組織して取り組みの推進を図っていきたいと考えている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 重要な事業だと思うので、慎重な形で進めていただければと思うが、一般的に自殺する特性としては、女性よりも男性が2倍ぐらいである。こういった事業は基本的に女性がメインになることが多いのが課題というところがあるかと思うが、例えばこの計画を見たときに、23ページのところに男性と女性それぞれの自殺者数のグラフがあるが、自殺者数だから小数点以下でないと思うがなぜか女性は0.5刻みでグラフが書いてある。自殺者数は0.5人にならないと思うが、何でこういうわかりにくい書き方をしているのかが少し気になる。その理由がわかるか。23ページのところである。自殺者数を0.5人ずつのグラフで表そうとしているのは誤解されるというか、わかりづらい表現かと思う。これに目的があるのであれば説明していただきたい。これ男性と女性の数がパッと見てわかりやすいほうが当然全体像が見やすい、イメージが付きやすいと思うので、そういうところの表現にはもう少し工夫が必要ではないか。

松崎福祉総務課長 ご指摘いただきありがとうございます。こちらは特に意図があるわけではない。

表のつくり方として0.5という線が入ってしまっているのですが、そこはご指摘いただいたとおりに修正したいと思います。

池田（けい子）委員 先ほど6つの基本施策の重点施策というところで、4と5が2つに分かれたということだが、5のところの自死遺族への支援というところで今わかち合いの会のようなところで日野市と一緒にという感じであったと思うが、そこら辺がもう少し充実するのか、例えばどういう形で自死遺族の方々に支援するのか、具体的に何かもしあれば。

松崎福祉総務課長 現計画だと、先ほど説明させていただいた4番と5番が一体化して「生きることの促進要因への支援」という項目になっていた。ここだとそれぞれ今回具体化された自殺未遂者への支援と自死遺族等への支援が一体化されて表現されていたというところで、それぞれに支援が必要だということを中心化するために表現も分けたというところが一つある。

多摩市としては、自殺未遂者等への支援の充実ということでは、先ほど

申し上げた自殺対策庁内連絡会において、昨年度からであるが外部の関係機関、南多摩保健所、多摩中央警察署、多摩消防署、多摩精神総合センターの方をお呼びして、自殺者未遂対策としてどのようなことができるか話し合いを今進めているところである。それについては令和6年度の新たな計画から自殺対策連絡会ということで庁内を飛び、外部関係機関とも連携しながら自殺未遂者支援に取り組んでいきたいと考えている。

自死遺族等への支援の充実については、引き続きという形にはなるが、今、委員が言われていただいたわかち合いの会に関しては、現在日野市と一緒に連携して自死遺族への支援をしているところであるので、そこは引き続き取り組んでいきたいと思っている。

池田（けい子）委員 自殺未遂者の方への支援は非常に大事なことだと思うのでしっかりと取り組んでいただきたい。あと自死遺族の方について、各市で持っているところと2市で持っているところがあるが、それは市が独自でやるのか、どういう形で、特に「わかち合いの会」という名称が東京都の中では多いかと思うが、そのところブロック分けは市が決めるのか、それとも東京都から決められてくるのか。

松崎福祉総務課長 取り組みの仕方は各市がそれぞれで動いており、多摩市の場合は日野市と連携して実施することができているような状況である。広域的にやることの一つのよさとしては、実際に参加されている方にもお声をいただいているが、多摩市の実施期間には参加できなくても日野市で参加することができるというところが広域的にやるよさにつながっているという状況である。

池田（桂）委員 先ほどき委員も挙げていた23ページのグラフであるが、女性でも令和4年度までには20代の方と40代の方が亡くなっている。男性では10代の方も亡くなっているが、20代の方も3人ぐらい亡くなっていて、若い方たちが少し目立つなと思うが、そういったことの原因の分析はできているのかお伺いしたいと思う。

松崎福祉総務課長 自殺者対策に資する際に、その方がどういう理由でお亡くなりになられたかは、市では具体的な内容を知ることができないような状況である。どういう状況で亡くなったのか、飛び下りなのかそうではないのかといっ

た要因は警察が取りまとめた報告データがあるので知ることはできるが、
具体要因はなかなかわかりづらい。したがって、まずは悩み事を聞いた際
に支援につなげていけるようにというところで、市でやれる取り組みとし
ては、ゲートキーパーの養成、あとは啓発である。悩み事は一人で抱えな
いでほしいというところで発信をしている。一つその若い世代へのアプロ
ーチで今検討しているのは、南多摩保健所とも意見交換しながら大学等
にも情報発信をしていくことを検討しているところである。

池田（桂）委員 ゲートキーパーをあちこちにふやしていくのもよいと思うが、子どもの
うちからゲートキーパーとつながれるような環境もあったほうがよいと思
っている。例えば学童クラブや児童館の職員にゲートキーパーの研修を受
けていただくことも考えておられるのか伺いたいと思う。

松崎福祉総務課長 市の職員に向けて、特に専門職に向けてのゲートキーパーの養成は実
施してきているので、その働きかけは行っている。今言われたことは非常
に大事なことかと思うので、引き続き取り組んでいきたいと思う。

池田（桂）委員 あと、学童向けではなく若い方向けだと、オーバードーズをしている若
い方たちが多いというのをよく報道で耳にするが、オーバードーズをする
薬を手に入れるためには必ず薬局やドラッグストアに行くわけである。そ
こにゲートキーパーがいると若い方たちをキャッチしやすいかと思うし、
高齢者の方も薬局に行く機会が多いので、高齢者の方で悩んでいる方もキ
ャッチしやすいかと思う。幅広くゲートキーパーを養成していただいても
よいかと思うので、検討していただけたらと思う。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件11、生活困窮者等自立相談支援事業等の実施状況に
ついて、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、生活困窮者等自立相談支援事業等の実施状況について報告
をさせていただきます。資料をご覧ください。

1番に、しごと・くらしサポートステーションの相談状況について記載
させていいただいている。令和5年度に関しては、11月16日時点の数字

であるが、新規の相談受け付け件数は158となっている。令和元年度からの数字を見ていただくとわかると思うが、令和2年度はやはりコロナ禍で急増しているところであるが、落ち着きを取り戻してきているかと思われる。令和5年度に関しては、令和4年度よりも最終的に数字がもしかすると小さくなる見込みである。

(2)に相談延べ件数を示させていただいている。こちらも同月で令和4年度と比較すると、全体に件数は下がってきているところである。住居確保給付金に関しても、生活困難者の相談にしても、電話や面談、訪問それぞれの数が減少してきている。今後については、さほど大きな変化はなく、しごと・くらしサポートステーションから訪問しての相談を行っているところである。生活保護につないだ件数も、同時期で件数を比較すると同じ件数になっており、必要な方に生活保護のご紹介をさせていただいてつなげているような状況である。

2ページ目の(3)月ごとの内容別新規相談件数であるが、こちらの相談状況としては収入・生活費の相談が一番多いところである。今回12月に調べたところによると、10月までの状況では仕事探しや就職についてのご相談が2番目に多くなってきているところで、家賃やローンの支払いに関しては、これまで収入・生活費に加えて2番目になっていたところが、相談件数は下がってきているような状況である。

3ページ目、住居確保給付金の申請件数については、こちらも件数は昨年度よりもやや少なくなってきているところである。

4ページ目、住居確保給付金支給決定件数内訳についても、件数自体少なくなってきているところである。男女比については変わらず世帯主である男性の方が多くなっているような状況である。

参考として、多摩市社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸付の償還状況について掲載している。償還免除や手続に関しては継続して続けてきており、10月1日現在の数字を掲載させていただいている。

藤原委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件12、「多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」の概要及び実績について、市側の説明を求める。

松崎福祉総務課長 それでは、「多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金」の概要及び実績について報告をさせていただきます。

まず1番目、こちらは夏に実施していた3万円の実績についての報告である。趣旨としては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得者世帯を支援するために、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円の現金を給付していたものである。こちらは現在至急事務手続終了に向けて動いているところである。一番下の(7)の進捗状況、12月22日の最終支給後という未来の日付になっているが、現在一応支給は、申請のあった皆様方全員に手続を終了しているところである。支給通知をお送りした方、この方々はプッシュ型ということで、市で口座情報を把握している皆様方に申請をせずに支給するような内容のものであるが、対象の皆様は1万1,679世帯あり、99.8%の支給率である。確認書の方々は、市に口座情報はないが非課税世帯等で対象になるという方々に発送したもので、このような形の支給率となっている。申請書については、税情報が確認できず未申告の方々が対象になるかもしれないと思って発送した方々に関しては、実際に課税世帯の方も含まれているところで、全体の支給率に関しては低くなったところである。このような形で現在事務を終了に向けて進めているところである。

2ページ目をご覧ください。項目2番は第2回多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金(7万円)についてである。こちらは報道等で皆様ご承知の内容かと思うが、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、前ページ、先ほど説明した3万円の給付金に引き続き実施するものである。こちらは引き続きというところがあるので、名称を同じにさせていただき、第2回とつけさせていただいた。7万円の給付を行うものである。今定例会に対して関連補正予算を上程させていただいている。こちらは予算成立を前提とした内容のご説明となる。3万円給付金からの変更点に関しては、下線で示させていただいたが、現在、国からのQA等を待っているというような状況でもあり、今

後変更の可能性もあることをご承知いただければと思う。

支給対象者については、基準日が令和5年12月1日で、前回6月1日だったが、その時点が変わっている。また、対象であるが、同一世帯に属する者全員が令和5年度分の市民税が非課税の世帯となる。今回条例による免除世帯及び生活保護世帯を含むが、3万円と異なる点では均等割のみ課税世帯は除くという状況である。

支給の方式としては、第1回の3万円を受給されている方々については、返送不要の支給通知による、プッシュ型の振り込みを行う予定である。

給付額については7万円となる。

周知については、たま広報や市の公式ホームページそして対象世帯には郵送にて個別で通知をする予定である。

予定として、(6)番に記載させていただいたが、12月22日に補正予算の審議をしていただいて、その後たま広報に掲載、そして対象世帯へ支給通知を発送していく予定である。支給開始については、現在ではまだ2月下旬を想定しているが、なるべく早く振り込みができるように事務は進めていきたいと考えている。予定で、3月末で年度内の終了を見込んでいるところであるが、国から予算の繰り越しが可能だというような話も聞いているので、状況によっては繰り越しをして対応していく必要があるかと考えている。

対象世帯数の見込みは、こちらに書かせていただいたが、支給通知書1万5,882件、確認書714件、申請書1,536件、総数で1万8,132件を見込んでいるところである。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件13、令和5年度上半期(4月から9月)の生活保護相談・申請状況等について、市側の設置を求める。

松田生活福祉課長 それでは、令和5年度上半期の生活保護相談申請状況についてご報告をさせていただきます。

まず2ページ目であるが、相談申請数である。左側の相談者数は延べ人

数となっているが、令和5年度上半期が413件というような状況であった。令和3年度の471件、令和4年度の455件と比べると減少はしているものの、コロナ禍以前の平成31年度293件と比べると依然として高い状況が続いている。右側は申請状況である。申請数は実人数となっているが、令和4年度の上半期は135件、令和5年度の上半期は128件、減ってはいるがそれ以前の3年間の平均は96件であるので、依然として多い状況が続いている。申請・相談の傾向としては、高齢者の方の申請相談が多くなっている。年金と就労収入などによって生活を維持していたものの、厳しい雇用状況の中で雇用を失われて年金のみでは生活できないような方もふえている。また、最近の傾向としては、若年層の相談申請がふえている。特に20代の方が多いというのが最近目立っているところであり、パワーハラスメントなどによってメンタル不調になったり、発達障害系の障害を抱えているが職場でなじみずにはやはりパワーハラスメント系のものがあって失職してというような相談が最近ふえていると感じている。こういった状況であるので、雇用施策とも連携しながら、ハローワークなどとも連携しながら、若いうちはまだ幾らでもやり直しが利くので、そういった自立助長の取り組みも進めているところである。

次いで3ページ目、被保護世帯、人員、保護率の推移である。オレンジの棒グラフが世帯数で、緑が保護人員数、青の折れ線グラフが保護率、1,000分の1単位のパーミルで表している。生活保護の世帯数については令和2年5月以降コロナ禍と同時に増加傾向が見られ、高止まりが続いているような状況である。令和5年7月には多摩市として初めて2,000世帯を突破し、大台を突破してしまったという状況である。保護人員数と保護率は、令和4年5月以降は微減の状況が見られたが、令和4年10月以降は再び増加に転じ、現在はやはり高止まりになってしまっているような状況である。こうした申請も相談も保護人員もふえているような状況である。

最後のページにあるが、26市と比較するとどうかというところでは、真ん中の赤い棒グラフ26市平均であるが、26市平均にすると17.3パーミル。多摩市はその隣のあたりで八王子市と並んでいるが17.0パーミル。

ルで、ほぼ26市平均である。ふえ続けてはいるものの多摩市の状況は東京都全体で見ると平均的だという状況を報告させていただく。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件14、第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年～8年度）素案について、市側の説明を求める。

五味田高齢支援課長 資料を5つ提出している。まず1つ目の資料をご覧ください。第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案についてである。今回この素案を様々な会議体からのご意見と庁内で検討してきたもので策定したのでご報告する。併せて、今後の予定についてもご報告させていただく。

まず1番の計画概要である。この計画は、介護保険法に定められた市町村介護保険事業計画と老人福祉法に定められた市町村老人福祉計画を兼ねた計画になる。今回第9期については、令和6年度～令和8年度のものとなる。

2番の今後の予定であるが、本日の報告の後、今日の夜、介護保険運営協議会で諮問し、パブリックコメントを12月21日から1月17日まで実施する予定である。年が明けて1月に2日間市民説明会を予定している。土曜の昼間と平日の夜間を予定している。2月に介護保険運営協議会から答申を受け、経営会議を経て3月の中旬にもこの健康福祉常任委員会で計画を報告していきたいと考えている。

資料の2つ目をご覧ください。第9期多摩市保健福祉計画・介護保険事業計画のコンセプトシートになる。この2つ目に、実態調査等から見えてきた多摩市の現状・課題というところがある。これについては6つ挙げており、まず1つ目、増加する高齢者人口への対応、2つ目、介護予防・フレイル予防のさらなる推進、3つ目、認知症高齢者への対応、4つ目、地域活動への参加促進、5つ目、地域での見守り・助け合いの促進、6つ目、介護者・介護事業者支援への対応を挙げている。

下に行って、基本理念としては、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して住み続けられるまちづくりということで挙げているが、これは第

8期に引き続き重要な視点ということで、変更せずにこのままいこうかと考えている。そして、地域共生社会の理念、重層的支援体制整備事業や地域協創の取り組み、多摩市らしさ、健幸まちづくりの視点を踏まえ、基本目標を3つ挙げている。1つ目が、健康寿命を延伸する、2つ目が安心して暮らせるしくみを強化する、3つ目は、介護保険サービスを適切に利用できる環境を整備するとしている。1つ目の健康寿命を延伸するについては、介護予防の推進、地域交流の推進等が健康寿命の延伸につながるという意味を込めて新たな目標を設定した。2つ目については、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、引き続き介護、医療、住まい、見守りといったしくみを強化する必要があるという意味を込めて設定した。3つ目については、介護保険のサービスを必要とする人へ適切に利用してもらえようという意味を込めて挙げた。

3つ目の資料をご覧ください。構成比較表になる。こちらは、右側が第9期の構成になっているが、第8期から項目を整理・統合してこのようになっている。星印がついたところが重点項目になっている。新しく入れたところというと、項目には挙がっていないが、ACP（アドバンスケアプランニング）、人生の最期をあらかじめ考えておく取り組みの辺り、2つ目はデジタルデバイドの取り組みをフレイル予防の中に入れていた。それから、認知症の対策については重要と考えており、重点を2つにして強化していこうと考えている。4つ目は、コロナで健康二次被害対策についても重要と考えているので、フレイル予防は引き続き行っていこうと考えている。

次の資料をご覧ください。4つ目の資料である。こちらが素案になっている。前半部分は8期での取り組みの実績や評価が載っている。後半部分、ページでいくと182分の79ページあたりから9期の計画となっている。第1章については、元気な高齢者に対して、さらに元気になっていただきたいということで、健康づくり、フレイル予防、介護予防の取り組みについてまとめている。

第2章については、182分の107ページからになるが、こちらは、支援が必要な高齢者への取り組みが載っている。

3つ目のところで、182分の136ページの第3章については、介護

保険サービスの見込み量や推計などについてまとめて載せてある。

最後に、5つ目の資料をご覧願う。素案の概要版になる。表面は計画についての概要が載せてあり、2ページ目、裏面については介護保険料について載せてあるが、これはまだ確定値ではない。第5段階が基準となっており、サービス利用者がふえているので保険料については上がる見込みで想定している。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件15、多摩市障がい者基本計画等素案について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 協議会15であるが、資料を3つ用意させていただいており、1つ目が、経緯や今後のスケジュールを示した資料である。2つ目が、開業計画の概要の資料になる。3つ目が、素案本体という形になる。素案本体については量が多くなっているの、基本的には1つ目と2つ目を中心に説明させていただくので、ぜひ3をご覧くださいと思う。

1つ目の資料からご覧くださいと思う。多摩市障がい者基本計画等の素案についての資料になる。素案の報告という形になる。

計画の概要であるが、今回令和5年度中に改定するもの、障害福祉政策の基本的な方向性を示す多摩市障がい者基本計画の部分と、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障害児福祉計画を一体的に今年度改定・策定をしているところである。計画の名称であるが、多摩市地域自立支援協議会でご意見をいただき、多摩市障がい者(児)福祉計画とまとめた名前をつけさせていただいた。計画の期間については6年間とする。ただし、障害福祉計画・障がい児福祉計画の部分は、国の方針に基づいて3年間となるので、3年後は一部改定とさせていただきたいと思っている。

これまでの経緯であるが、まずは3月の常任委員会で策定スケジュール等を報告させていただいた。その後、令和5年7月に福祉に関するアンケートということで旧障がい者生活実態調査、障害手帳等をお持ちの方向け

のアンケートと事業所向けの計画策定に係る事業者アンケート、こちらはさらに回答率を上げる再調査も8月、9月に実施をしたところである。こちらを基礎資料として、検討は、当事者・支援者等で構成される自立支援協議会をメインに6回議論し、自立支援協議会の下部組織となり主に当事者等で構成される権利擁護専門部会でも4回議論し、また庁内委員会でも3回議論して出た意見等を踏まえて素案を作成したという形になる。

今後の予定については、パブリックコメントを12月20日～1月10日に実施するので、こちらのご意見等を踏まえて計画原案を作成していきたいと考えている。パブリックコメント後、自立支援協議会や庁内委員会、また庁内手続として経営会議で計画原案を決定し、計画を策定していくような流れになる。

こちらの資料の2ページ目は、そのスケジュール、パブリックコメントの詳細について書かせていただいている。

では、計画の概要について見ていただければと思う。2つ目の資料になる。計画の概要であるが、まず1ページ目、多摩市障がい者（児）福祉計画というタイトルを書かせていただいている、ただ、法的なものや名称がわからないところがあるので、その下に多摩市障がい者基本計画、年度と、障害福祉計画・障がい児福祉計画というところを書かせていただいている形になる。

第1章については、こちらの計画の概要の部分になる。計画の期間や位置づけであるが、前回の計画との関係は先ほどお話したとおりという形になる。

第2章、第3章で、障がい者（児）を取り巻く状況、現状と課題というページをつくっている。多摩市の状況と課題ということで、こちらでデータやグラフ等も示しながら、障がい者数の増加、本人・家族の高齢化が進み、障がい者の障害の重度化が進んでいること、また医療ケア児などの医療技術の進歩、また社会の障害の認知度の社会的な広がりなど、ライフスタイルの変化等に伴う支援ニーズの多様化が課題となっているところになる。手帳のグラフがあるが、身体手帳は横ばい、知的の手帳は微増という形であるが、精神の手帳がぐっとふえているような状況となっている

る。またサービス費も増加傾向にあり、毎年二、三割程度ふえている状況であるが、障害者の重度訪問介護と言われる重度の方への訪問、ヘルパーのサービス立て、重度の方の通いの場、生活介護、またグループホーム、放課後デイ・サービスといったサービスがふえているような現状になっている。

また、福祉に関するアンケートについては、無作為抽出で障がいのある方4,000人に送らせていただいて、35.4%、電子の回答が7%の回答いただいたという形になる。

3つ目の資料は赤字で特徴的なところを囲ませていただいているが、主に出た意見としては、情報発信、わかりやすい情報を届けてほしいということや差別に関するご意見、防災がご心配だというご意見をいただいているという形になる。また、計画策定に係る事業者関係事業者アンケートの部分については、再調査をさせていただいて、52%のご回答をいただいたという形になる。ご意見としては、人材不足のところが大きかった。物価高騰、感染症等時勢に合わせた対応をお願いしたいという話があったと受け止めている。

続いて、次のページになるが、第4章の部分である。基本理念・基本方針・施策の展開というところになる。記載を赤字としているのが前回計画との変更点、また、この後出てくるが緑っぽい網かけの白抜きにしているところについては、11月の自立支援協議会からさらに修正があった部分を示している。この基本理念・基本方針・施策の展開で大きく変わっているところはないが、差別解消条例、健幸都市といった視点、その他当事者団体等からのご意見を踏まえ、文言等を修正しているようなところになる。大きく意味を変えたというよりは、よりそこをわかりやすくするため、強調するために文言を修正しているところになる。

次の基本方針に移って、施策の方向性というところがある。4ページになるが、こちらでは、6つの施策のもと、28項目の施策の方向性により取り組みを推進するというところで、こちらも骨組みとしては大きく変えていないが、当事者等のご意見を踏まえ、また行政の補助金の関係も踏まえて修正を加えているという形になる。主なところとしては、口頭になる

が、1、相談支援の充実の(4)障がい者・児支援を行う人材の確保・育成のところについては、やはり厳しい状況だというご意見を様々いただいている中で、ヘルパーの確保、ガイドヘルパーの支援というところで記載を充実させている。また、3、障がい児支援体制の整備、発達障がい児に対する支援の充実というところである。こちらニーズの増があることを踏まえ、支援体制の構築というところでニーズを踏まえた記載に変更しているところになる。また、3の(4)のところ、教育の部分になる。こちらは当事者団体等の意見も踏まえていろいろ修正をしたところになるが、若干まだぎりぎりまで調整をしており、ここにお示ししている素案に反映させていない部分があるが、若干の文言修正をさらに加えてパブリックコメントに出していきたいと思っている。あとは6番の共生社会(インクルーシブ社会)に向けたまちづくりについては、(1)の差別解消の部分になるが、こちらは差別解消条例制定とその後の取り組みを踏まえて、全面的に記載を変更したところになる。

続いて、第5章、国の基本方針に基づく成果目標というところになる。こちらは、それぞれ国の基本指針に基づいて市の成果目標を定めているところになる。基本指針に載っているそれぞれの項目について数字等を入れているという状況になる。大きなところとしては、先ほどの児童発達支援センターの部分で(5)障がい児支援の提供体制の整備等というところがあるので、こちらで児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の構築について記載しているところになる。また、医療的ケア児(者)連携推進協議会でのコーディネーター配置の検討というところがあり、そして現計画でもコーディネーターの配置を令和5年度末までに検討となっていたが達成することができなかったところである。次回の計画でも改めて8年度までにということで記載し、何とか達成していきたいと考えている。また、今回から追加で出た部分として、(6)相談支援体制の充実・強化等で基幹相談支援センターの設置が努力義務化されたところである。こちらにも新たに記載された部分になる。記載としては、設置に向けて検討となるが、様々な状況を踏まえて検討を進めていかなければいけないと認識している。

次のページになるが、これは障害福祉サービスの各サービスの見込み量の部分になる。こちらの数字については書いてあるとおりということで説明を省かせていただくが、各サービスの見込み量をこれまでの実績等を踏まえて記載しているところである。これまでの実績、また事業者アンケートの結果、桜の丘学園の卒業生の見込み、その他今後実施する施策を踏まえて見込み量を記載している。全体としては、増あるいは維持というところで、障がい者の方が増加していることから減とするのはなかなか見込めなく増ということで、よりニーズ・実績共にふえるのではないかと考えている。先ほどの重度訪問介護であったり、グループホーム、放課後デイ・サービス等のサービス、計画相談も多摩市は弱い状況であると認識しているので、そちらも今後強化していかなければいけないこと、また国の就労支援も強化されていくので、こういったところが特に増加していくと考えている。

その他、第6章は計画を推進するためということでPDCAサイクルの話をしているところになる。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田（桂）委員 今後精神疾患を抱えておられる方々がふえていく見込みの中で、精神疾患を抱えている方がこれから地域の中で生活していく上で何か多摩市として積極的に取り組んでいく施策があれば教えていただきたいと思う。

平松障害福祉課長 精神障害の方が地域で生活することは、国でも非常に重視する重点施策となっているところである。多摩市ではもちろん既存の施策は実施しているところであるが、特に精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築協議会を設置しており、51ページになるが、そちらの部分が国の基本方針に基づき記載しているところになる。精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築で、こちらの協議会は現在構築しているところで年2回程度開催しているが、昨年度設置したばかりであるので、こちらでの議論を踏まえながら取り組みを検討していきたい。現在は各関係者で地域課題等を抽出しているところであるので、こちらの状況を踏まえて施策を展開していきたいと考えている。

池田（桂）委員 あともう1点。私もケアマネージャーをしていた頃、障がいのあるお子

さんと介護が必要な親御さんがいて、8050問題、9060問題になってくるのであるが、そういったケースも少なからずあった。あと障がいのある方が65歳を超えて介護が必要になり障害サービスから介護サービスに展開しなければいけないときに、いろいろご本人も納得できないことがあったりして障がい者サービスはどこまで使えるのかも考えなければいけないときに、介護の相談支援専門員であるケアマネージャーと障害の部位の相談支援専門員がうまく連携体制が取れているとスムーズにサービス移行ができるし、ご本人が納得できるようなサービスを組み立てたりすることがこれからもどんどん必要になってくると思う。これから基幹相談センターをつくる方向にあるが、そのような中で介護と障害の分野の相談職の連携をどのように考えておられるのかお伺いしたいと思う。

平松障害福祉課長 今いただいた部分は、特に高齢の方がふえてくる中で介護高齢との連携というところになる。本当に重要な部分として認識しており、計画の中では、43ページの一番下の(3)高齢化、親亡き後の生活への支援体制の構築というところで、先ほどの介護保険サービスへの移行の話も書かせていただいている。ケアマネージャーとの連携についても非常に重要になるので、自立支援協議会や権利擁護専門部会でのご意見等も踏まえながら、高齢部門と連携して取り組みを進めていきたいと考えている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

引き続き協議会案件16、(仮称)多摩市手話言語条例の策定進捗について、市側の説明を求める。

平松障害福祉課長 協議会資料16となる。(仮称)多摩市手話言語条例の策定進捗について報告をさせていただければと思う。

多摩市手話言語条例の令和6年度の制定に向けて、これまで第1回の検討会を10月4日に実施したところである。そこでは委員の顔合わせもあるので、それぞれのバックグラウンドも紹介いただきながら、手話言語条例の策定に向けてということで、アンケートをどのように行うか検討したところである。その後、市民アンケート調査を10月から実施し、第2回

の検討会を今度2月に実施する予定となっている。

市民アンケートの回答であるが、回答の内容についての分析を事業者に依頼中であり、ここで示せなくて大変申しわけない。2月の検討会にこれを分析したものが出てくることになる。今回は速報ということで、回答率であるが、それぞれ障がい当事者の方、いわゆる意思疎通支援事業を使っている方になるが、こちらは50.0%、57件の回答があった。また登録手話通訳者の方は28件、77.8%の回答があった。手話サークルについては35件、68.6%の回答があり、無作為抽出の市民の方は442件になって44.2%の回答をいただいた。全体としては、562件、46.8%の回答をいただいたという内容になる。今後この回答の分析をもとに2月の検討会でさらに検討を進めていきたいと考えている。

今後のスケジュールであるが、2月にアンケート結果をもとに意見聴取し、条例の骨組みを検討していきたいと思う。令和6年度については、5～6月で検討委員会の第3回検討委員会、6月議会でも報告をさせていただきたいと思う。また、8月に第4回検討委員会、議会への報告を挟んでパブリックコメントを実施し、10月に検討委員会の第5回、パブリックコメントを踏まえて原案をつくっていき、議会に上程させていただくのは令和6年12月を考えている。令和7年1月に条例制定し、3月にデフリンピックがあるので、そういうところを踏まえながら理解促進イベントを開いていきたいと考えている。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 手話言語条例については、過去にこの健康福祉常任委員会でも策定に向けてつくろうという機運が一時期高まり、かなりのところまで作業を進めたという経緯があったが、今回の策定に当たって当時の委員会と市民団体が話し合った内容やそこを目指した部分がどこら辺まで盛り込まれているのか、それとも今回またゼロベースでつくられていくのかをお伺いできたらと思う。

平松障害福祉課長 以前ご議論いただいた部分はもちろん生かしていかなければいけない部分だと認識しており、それぞれ障がい者団体の方等はもちろん同じ団体の方と話をしていくことになるかと思う。今後私ども、この検討委員会、

あとは本当に当事者団体の方とお話をしていく中で、基本的には市から案を出していきながら検討することになると思うので、そうした中で今までの議論は踏まえさせていただきながら進めていきたいと考えている。

藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件17、健幸まちづくり基本方針の改定案について、市側の説明を求める。

堀健幸まちづくり担当部長 サイドブックスの協議会17の資料になる。平成29年3月に策定された健幸まちづくり基本方針となっている。こちらは行政の取り組み方針であるが、今般第六次多摩市総合計画の基本構想において健幸まちづくりの推進が分野横断的に取り組むべき重点テーマの一つに位置づけられたことや、策定より5年以上経過し社会情勢の変化等を踏まえ、内容の一部を改定することとした。

改定に当たっては、多摩市の人口動向から平成29年の策定時の人口推計で令和2年時の高齢化率などを出しているが、その時点の現状の人口構成と大きな差異がないことなどから、大きな枠組みは維持しつつ、他方で、各部の取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響、国の制度改正等による時点修正を踏まえて、内容の一部を改定する。

修正箇所については赤字で表示しているが、主な修正事項としては、第六次多摩市総合計画に沿った言葉の修正、健康に関する知識情報について最新情報にアップデートし、心の健康や女性の健康、「健幸！ワーク宣言」を踏まえた健幸経営に関する事項と、高齢者に限らず幅広い世代・性別を対象として、記載を充実している。これはページで言うと9ページから10ページにかけた箇所になる。また、新型コロナウイルス感染症の影響として特に高齢者のコロナフレイルに関する事項や社会とのつながりに関する記述を追記している。また、「こどもまんなか社会」の実現に関して子育て施策や教育に関する事項を追記している。こちらは13ページのあたりが該当する。同様に14ページで、多世代共生型のコミュニティ形成に関する事項を追記している。また、情報発信についても、昨今のデジタル

活用に関する事項を追記するほか、事業分類のところ、15ページになるが環境づくりの項目に新たに⑨として一人ひとりの個性や背景を大切に
し多様性を尊重するという事項を追加し、12事業分類へと変更している。

今後のスケジュールとしては、健幸まちづくりの主体が行政に限られず、
市民、市民団体、事業者、大学等がそれぞれの立場で実施し得るものであ
ることを踏まえ、市内の関係団体へご説明に伺い、アンケート調査の実施
等を行う。その上で、来年2月をめどに庁内で健幸まちづくり推進本部及
び経営会議にて決定を行う予定である。その後も庁内及び市内関係者に対
して丁寧に周知を図っていく所存である。

藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

最後協議会案件18番、所管事務調査についての件に入る。

前回6月22日の健康福祉常任委員会協議会において、健康福祉常任委
員会の2年間のテーマを認知症の方及びそのご家族が地域で安心して暮ら
すための支援についてとすることにした。また9月13日の委員会におい
て、この2年間のテーマを所管事務調査に位置づけるかについては、今後
の調査の進展を見て、12月の委員会で改めて協議をすることとした。ま
たテーマに関連した先進市として、10月24日に三重県四日市市、10月
25日に愛知県大府市にて認知症支援の先進的な取り組みについて視察を
行った。この視察を通して認知症政策の効果や課題などの実績の実際を学
んだことで、さらに調査を進め、その成果をまとめて市民にも報告する必
要があると考えた。よってこの2年間のテーマを所管事務調査に位置づけ
たいと思うが、いかが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。それでは、所管事務調査に位置づけたいと思う。

本日協議会終了後の委員会において、所管事務調査についてを日程に追
加し、議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、所管事務調査とする場合、議長に調査事項、調査目的、調査方法、調査期間を通知することとなる。調査事項は、認知症の方及びそのご家族が地域で安心して暮らすための支援について、調査目的は、6月22日の健康福祉常任委員会協議会において決定したとおり、認知症予防ではなく、認知症になったご本人及びそのご家族に対して、行政、議会、地域として何が支援できるかを探る。認知症は長生きすれば誰でもなり得る問題であると捉え、全ての方が健幸都市多摩市で安心して暮らしていくために、認知症になった方のご家族の精神的経済的負担の実態を明らかにし、どのような対策が必要かを調査研究する。調査方法は、委員会での議論、視察及び意見交換。調査期間は、委員の任期中でよろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただきます。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 3時03分 再開

藤原委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

先ほどの市側の答弁で訂正があるようである。

五味田高齢支援課長 一番初めの5政策提案第3号の質疑の中で適切に答えられていなかったところがあったので、訂正させていただきたいと思う。

しのづか委員からのもともと同好会の登録要件は何なのか、新たな同好会の立ち上げの要件として寿大学の卒業生が過半数を占めることになったのはいつからかという質問に対し、正しい答えは、同好会の活動はずっと以前の総合福祉センターができた頃からあった。登録要件については、多摩市に住所を有する60歳以上の方で構成され、趣味、教養、健康活動を行う団体であること、構成人数は10名以上となっていた。それが、新たな同好会活動の立ち上げ要件として寿大学の卒業生が過半数を占めることとなったのは、記録上では平成28年度からとなっていた。訂正する。

藤原委員長 先ほどの協議会の中で所管事務調査についてご意見を伺ったところ、健

康福祉常任委員会において、認知症の方及びそのご家族が地域で安心して暮らすための支援についてを所管事務の調査事項とすることで意見がまとまった。本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。よって、この際所管事務調査についてを日程に追加し、議題とする。

お諮りする。先ほど確認したとおり、本委員会は2年間のテーマを所管事務調査と位置づけることとし、調査事項は、繰り返しになるが認知症の方及びそのご家族が地域で安心して暮らすための支援について。調査目的は、認知症予防ではなく、認知症になったご本人及びそのご家族に対して行政、議会、地域として何が支援できるかを探る。認知症は長生きすれば誰でもなり得る問題であると捉え、全ての人が健幸都市多摩市で安心して暮らしていくために、認知症になった方のご家族の精神的経済的負担の実態を明らかにし、どのような対策が必要かを調査研究する。調査方法は、委員会での議論、視察及び意見交換。調査期間は、委員の任期中としたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのように決定する。

続いてであるが、常任委員会では、委員会に諮って全員が一致して決定していくということが議会運営委員会で決定されているが、10月に実施した行政視察の成果、今後の調査の進め方などについて、ここでの意見交換をやるかやらないかをまずお聞きしたいと思う。

しのづか委員 情報提供というかLINE等で情報は共有しているので、別段意見があれば意見交換をしてもよいと思うが、私はあれでよいと思っている。

藤原委員長 行政視察の成果及び今後の調査の進め方などについて委員間の意見交換を行いたい、それについて事務局の説明を求める。

事務局 10月に行政視察を委員会でやり、その視察を行って報告書等も作成していただいていると思うが、それを受けて行政視察の成果をどのように共有していくか、それを受けて所管事務所調査として今日位置づけたので、今後こういった調査の進め方をしていくかを、今日決定ではなくてもよい

が、こういった形がいいのではないかと、例えば関係ある部署と勉強会をやったほうがよいのではないかと、また一回その視察を受けて皆さんで例えばその成果を共有した上で、また今後どのようなことを議論していこうかといったことをざっくばらんに意見交換していただければということである。

池田（けい子）委員 視察に行ったときに、宣言をしたからいろいろと取り組みやすくなったというような説明もあったかと思うので、多摩市で例えば条例までいなくてもそういう宣言があってもよいのかということをお互いに話し合う、あるいは当初視察に行くときにあった損害保険についてであるが、それは多摩市でも必要なかどうか、きりき委員もいろいろご意見をお持ちのようであるので、そういうものも必要なかどうかを話し合うことはぜひとも今後やっていきたいと思う。それを市にしっかりと提案するようなことができればよいと思う。

藤原委員長 それは今か。

池田（けい子）委員 今日ではなく、今後の課題としてどのように進めていくのかについて。

藤原委員長 今の池田けい子委員のご意見を踏まえて、ほかに何かご意見はあるか。

折戸委員 今、池田けい子委員が言われたが、宣言だけではなく条例化まで早めに踏み込んでやっていくほうが、より認知症のあり方、あるいはその業務をする上で基本的なことがスタンスとしてしっかりと実施できるのではないかと思う。だから、せっかく私たちが行政視察をして、さっき言われた保険の問題やなかなか効果があるということは、条例化しているところもあるだろうし、していないところもあるわけであるが、より具体的に私たちの健康福祉常任委員会が求めていくところまで広げていったほうがよいと思っている。今日ではないが、そういう課題も含めて一緒に共有できればよいと思う。

藤原委員長 ほかに何かご意見はあるか。3月と書いてあるが、これはどういうイメージなのか。

事務局 今意見交換で言われていたように、今年度残り1月～3月でまた新たに行政視察というのは日程的になかなか難しいところがあるかと思う。まず

今年度3月までについては、ここで所管事務調査に位置づけたことで、第1回定例会のところでは中間報告を委員会としてやらなければいけないが、それに向けて、今回行った視察等の成果をある程度報告書でまとめているが、あとはこれからやっていくことについて、例えば市の現状、それに向けて今多摩市はどういった状況なのかもきちんと把握をし、例えば今後もまた問題点というか、調査のポイントも絞り込むようなことを今年度中に少しやれたらよいというイメージである。その辺は、皆さんが、今年度中にはここまでやったらよいのではないとかというご意見があればであるが。

きりき委員　この1月に意見交換会があると思うが、これは所管事務調査上どういう位置づけになるのか。

藤原委員長　1月11日のいこいの会か。

事務局　これはあくまで委員会でやる意見交換会である。今年は意見交換会を委員会ごとにやることになっているので、それはそれで正式な意見交換会だと思う。今回健康福祉常任委員会は所管事務調査とテーマがかぶっているが、参考にとということになるのか。あくまでも公的なものではあるが。

藤原委員長　この際暫時休憩する。

午後 3時12分 休憩

午後 3時16分 再開

藤原委員長　休憩前に引き続き会議を再開する。

これをもって意見交換を終了する。

先ほど休憩中にお話を伺ったところ、3月の当常任委員会の中間報告に向けて、行政視察の成果を踏まえて今後この常任委員会としてどうしていくかを今年度中に一度皆さんで話し合いをして整理し、今後の方向性に向かって中間報告をまとめていくということで整理させていただきたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長　では、そのようにさせていただきます。

最後に、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤原委員長

ご異議なしと認める。では、閉会中の継続調査を申し出ることとする。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 3時18分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

藤原 マサノリ